

東京大会



会長挨拶

第69回租税研究大会開催にあたり

公益社団法人日本租税研究協会会長

佃 和夫

(三菱重工業株式会社 相談役)

本日は第69回の租税研究大会開催にあたりまして、多数の皆様にご参加いただき誠にありがとうございます。

特に財務省星野主税局長、総務省の内藤自治税務局長には公務ご多忙の中、パネリストとしてご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、ご出席の皆様方には常日ごろ租研の事業活動にご支援、ご協力を賜っておりまして、この場を借りまして改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、わが国の経済は、皆様もよくご承知のように、雇用、所得、支出等の面で改善が見られておりますが、今後とも持続的な成長を実現していくためには、思い切った成長戦略の実施とともに、手を緩めることのない財政健全化の推進が重要であります。

わが国の長期債務残高は平成29年度末には1,093兆円と見込まれ、GDPの2倍を超えるという歴史的に見ても、国際的に見ても最悪の水準が続いていることは皆様もよくご承知のとおりです。財政健全化を確保することが、社会保障制度等を維持しつつ経済の持続的な成長を続けていく上で欠かせないと考えます。

長期債務残高の累増に歯止めがかからなければ、国際的な信頼が得られず、わが国の財政は持続不可能な不測の事態にも陥る可能性があるということです。



政府は消費税率の引き上げを2度にわたって延期し、引き上げは平成31年10月からとなりました。よほどの歳出抑制がない限り、当初に言っておりました2020年度の財政健全化目標の達成についても、なかなか厳しい状況になってきているということが言えるかと思えます。

今後の人口減少社会では高い経済成長を実現させることは決して容易ではありません。経済成長だけに頼ることなく、思い切った財政健全化策も、同時に早急に展開しなければなりません。

政府は経済社会の構造が大きく変化する中で、税体系全般にわたるオーバーホールを進めております。

所得税制については、所得格差が拡大していると言われる現状において、所得の再分配はどうあるべきなのか。その中で、税収調達機能や所得再分配機能を有する基幹税である所得税は、



どのような役割を果たすべきかについて十分に検討されるべきと考えます。

法人税改革については、日本企業の国際競争力を高めることと、日本の立地競争力の強化を目指すものであり、そのためには少なくとも、国際的に調和の取れた税制とすることが重要です。

なお、イノベーションにつきましては、日本の経済発展の基盤となるものであり、イノベーションの創出を促進する税制措置の拡充が重要だろうと考えます。

国際課税の分野におきましては、BEPS 最終報告書に沿って国際的な二重課税と課税逃れの問題に対して、国際的に協調した取り組みが進められております。今後の税制改正においては、国際的な合意に基づき、企業の経済活動や競争力を阻害することがないように、予測可能で、法的に安定した制度とすることが重要です。

消費税につきましては、先ほども申し上げましたように、平成31年10月に確実に税率を引き上げることはもちろんですが、超高齢化社会の財政を支える基幹税として、今後消費税率をさらに引き上げていくことも必要であると思えます。

私ども租研は、民間研究団体として中立の立場から税・財政の問題を調査・研究し、毎年、中長期的な課題を含め、あるべき税制改革について提言を行っております。

私どもはこれまでと同様に、成長戦略と財政の健全化、社会保障制度改革を一体的に推進するためには、経済活力の強化と安定財源の確保を基本として、経済社会の実態の変化に即した税制改革への取り組みが必要であると考えております。

本日の東京大会では、まず午前の部におきま

して、政策研究大学院大学の井堀先生から「わが国財政の現状と税財政改革の方向性」と題してご報告を頂きました。この後、開催いたします討論会「税制改革を巡る現状と課題」、それから、明日午後の討論会「国際課税を巡る現状と課題」と、今大会では2つの討論会を予定しております。また、明日午前には京都大学の岡村先生からの研究報告を頂くことになっております。

ご参加いただく皆様は税制、財政に精通され

た方々ばかりです。大変有意義なお話を伺えるものと思います。皆さんとともに大きな期待を込めて拝聴したいと思います。

最後になりましたが、ご出席の皆様方の今後のますますのご発展をお祈り申し上げますとともに、当協会につきまして今後ともご支援、ご協力を頂きますよう切にお願い申し上げて、私の租税研究大会開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



わが国財政の現状と 税財政改革の方向性

政策研究大学院大学特別教授

井堀 利宏



はじめに

紹介いただきました政策研究大学院大学の井堀です。よろしくお願ひします。今日お話しする内容は「わが国の財政の現状と税財政改革の方向性」ということなのですが、最初は、財政に限らず、アベノミクスについても多少お話しさせていただきたいと思ひます。財政、或いは税制との関係で一番象徴的なことは財政健全化戦略が今後うまく機能するかどうか、或いはこれまでちゃんとやってきたのかどうかということだと思ひます。



1. 財政健全化戦略とアベノミクス

ご存じのように、3党合意で2014年に消費税率が5%から8%に引き上げられたのですが、その後、消費税の引き上げの8%から10%に関しては2回引き上げが延期されている。本来ですと今年の4月から8%から10%に再引き上げが予定されていたわけですが、それが、ご存じのように、去年先送りされました。来年は財政健全化目標の中間点、プライマリーバランスの

対GDPが1%になるのが来年度の目標で、2020年度にプライマリーバランスが均衡するのが量的目標です。けれども、来年度がプライマリーバランス1%を達成できるかどうか。できなければ、財政健全化の進展を再検討するというのが来年度のスケジュールです。それから、2020年にプライマリーバランスを均衡させるのが今の政府の健全化目標で、これが国際公約にもなっています。そのために消費税の引き上げは延期されましたが、19年の10月には10%に引き上げる方針です。しかし、来年のプライマリーバランス1%と再来年の消費税の引き上げ、それから、2020年のプライマリーバランス

均衡の達成、この3つはクエスチョンマークを付けていますが、かなり達成が厳しい状況です。

1-1. 消費税増税の見直し：2016年5月まで

もう一度去年の5月の段階で消費税を今年の4月から8%から10%に引き上げることを先送りした状況を振り返ってみます。総理は、去年の5月に伊勢志摩でサミットが行われる直前ですけれども、それまでは「リーマン・ショックや大震災のような事態が発生しない限り予定どおり引き上げる」と国会で答弁した。リーマン・ショック級の大きなマクロショックや阪神・淡路、或いは東日本大震災のような大きな大震災が起きない限りは引き上げるのが政府の既定方針だった。ただ、政府のアベノミクスを主導された本田参与とか、浜田参与は当時から反対していて、菅官房長官も税率を引き上げて、減収になるような場合はやらないとか、当時、外国から著名な有識者を招いて、そんな引き上げは良くないキャンペーンを張ったわけです。

1-2. 結果：消費増税の先送り

結果として、ご存じのように消費税は先送りされました。これは2019年10月までの先送りですが、問題は2回引き上げを先送りしたので、マーケットで誰も政府の言うことを信じていないのではないかということです。法律では2019年10月に上げると書いてあるのですが、2度反故にした前科がありますので、2度あることは3度あるということで、なかなかこれが信用されていない。ここがちゃんと引き上げられるかどうか大きなポイントになります。これは2019年なので、来年は2018年ですから、来年の今ごろはかなり大きな問題になってくると思います。2019年4月ではなくて、10月になった理由は、ご存じのように2019年夏に参議院選挙がありますので、選挙の後の方がいいだろうということと、2020年まで先送りしてしまうと、国際公約であるプライマリーバランスの均衡化に矛盾するので、2019年ということだと思えます。

1-3. 中長期の経済財政に関する試算（2017年7月）のポイントマクロ経済の姿

これが今年の7月に内閣府が出した中長期の日本経済財政の試算です。内閣府は毎年年の初めと7月半ばと2回中長期の試算を出しているのです。一番直近のデータがこれです。これは政府が今後中期的にどういう経済、或いはどういう財政を想定しているかということです。これは実質経済成長率の見通しです。経済再生ケースは、いわゆるアベノミクスがうまくいって、経済が順調に回復するという希望的シナリオです。そうすると、実質経済成長率が1%台から3%近くまで、2%台に順調に上がります。名目GDPはインフレ率を足したものですが、これが3%台後半、4%近くまで上がるという、これが経済再生ケースと言われているものです。これに対してベースラインケースはあまりそれがうまくなくて、今までのトレンドがほぼそのまま続くかどうかというと、経済成長率が実質で1%以下で低迷するということです。物価もそれほど上がらないので、名目成長率もむしろ下がっていくのがベースラインケースです。

経済再生ケースはある意味で強気の前想を出している。ご存じのように、日銀が2%の物価上昇率の目標を出していますから、いずれは物価が2%毎年インフレが起きるだろうと、起きないと困るわけです。そういう想定なので、それを前提として織り込むと、経済成長率は実質で2%だったら、名目4%ぐらいなるといふシナリオです。ところが、過去を見ると、実質で2%を超えた時期はこの2年しかないわけです。実質だとずっと0から1%の間です。名目でも3%を超えた時期は全然ない。だから、過去のトレンドから見ると、経済再生ケースはかなり強気というか、楽観的な前想をしています。これが本当に大丈夫かどうか。

マクロ経済全体で考えると、経済成長率は長期的な経済の実力を示しているわけです。景気はいいときと悪いときと循環する。サイクルで見ると、今の日本経済は好況期に当たります。

内閣府が景気の判断を示しているわけですが、それで言うと、今は戦後でもほぼ最長に近い好況がずっと続いている。需給ギャップがかなり解消されて、失業率も低下して、ほぼ利用可能な人的資源が生産活動に投入されているという意味で景気はいい。

ただ、景気がいいことは必ずしも経済成長率が高くなることを意味しない。景気が良くても、経済成長率は1%ぐらいで推移し得る。それは潜在的な経済成長率の実力がどうなるかに関係します。潜在的な成長率がほぼ維持できていれば、景気はいいことになる。ですから、景気が良くても、必ずしも所得が増えるわけではなくて、普通の人の実感で経済が良くなっているということには必ずしもならない。だから、景気の良さしと経済に関する普通の人々の感覚との間には当然ギャップがある。その意味では潜在的な成長率を引き上げない限り、景気が良くても、その果実を多くの国民が実感するのはなかなか難しいということになります。

1-4. 中長期の経済財政に関する試算（2017年7月）のポイントー国・地方の財政の姿

この2つの経済成長率の推計の下で財政がどうなるのかというのが資料6のグラフです。これも今年の7月に政府の方で経済成長率の試算を前提にして、日本の財政が今後どうなるのかという試算をしております。経済成長率の見通しがつけば、税収がどのくらい上がるかが大体わかります。それから、歳出のうちある程度インフレ率が、或いは名目的な成長率に対応して、例えば人件費等が計算できますし、それから、高齢化要因がかなりはっきりしていますので、それによって社会保障歳出もある程度計算できます。経済成長率がわかれば、将来の財政の状況は現在の税制、社会保障制度を前提にすれば、ある程度試算ができる。

それでいきますと、これは国・地方を合計した基礎的財政収支ですが、現状ではまだ赤なす。

それが2020年の段階でここです。経済再生ケースでいくと、2020年の段階で8.2兆円の赤がまだ残る。ベースラインケースで10兆円を超える赤がまだ残る。その後なのですが、経済再生ケースですと、基礎的財政収支の赤は徐々に縮小して、いずれは黒になる。要するに、この線が上に行っています。ベースラインケースですと逆にどんどん悪くなって、財政はフローの面でもなかなか均衡しない。

片方、こちらは公債残高のGDP比です。公債残高のGDP比は傾向的にどんどん上がっている。今後どうなるかという、経済再生ケースですと、今後は下がってくる。公債残高は2025年にかけてどんどん下がります。逆にベースラインケースですと、公債残高はまた上がり始めます。経済再生ケースとベースラインケースではかなり日本の財政に与える影響が違います。ただ、この試算は2019年の10月に消費税率が10%に上がるということを織り込んだ試算です。法律で19年には10%に上げると書いてある以上はそれを織り込んで試算はする。ただ、実際に上がるかどうか。安倍さんが総理でいる限りはかなり危ない感じがします。

基礎的財政収支の試算なのですが、昔の試算、つまり、今年の1月時点がその前の試算です。7月の半年前の試算です。今年の7月というのは最新の試算で、その前が1月はその前の試算です。半年間で試算がどのくらい変わったかというのを見ますと、基本的には2017年の1月よりも7月の方が、これは経済再生ケース、こちらはベースラインケースですが、いずれもちょっと上に来ている。ちょっと上に来ているということは、ここ半年で政府の財政状況に関する試算は、少しですが、定性的には楽観的になっている。定性的には少し良くなっている。もちろんベースラインケースですとどんどん基礎的財政収支は悪くなるけれども、その悪くなり方がちょっと縮まっている。その意味で多少改善されています。経済再生ケースですと、ここはほとんど重なっているの

ですけれども、若干良くなっています。

それは公債残高の GDP 比で見てもよりはっきり出てきます。資料8は経済再生ケースで公債残高の GDP 比がどうなっているかというのを見ている。こちらが1月の時点で、下が直近の時点です。1月よりも公債残高の GDP 比が下に来ています。下に来ていることは、経済が再生するケースですと、2025年近づけば近づくほど、国と地方の公債残高の GDP 比はより下がるということです。公債残高の GDP 比が安定的に下落していくのは財政健全化の1つの重要な指標なので、その意味では1月に比べると7月の方が政府の予想は財政健全化に関してはちょっと楽観的になっています。

なぜそうなっているか。状況は全般的にはあまり良くない。特にベースラインケースで言うと、相変わらず財政は破綻するケースを想定している。どちらのケースにしても、1月の試算よりも7月の試算の方が若干良くなっている。なぜ若干良くなっているかという、その大きな要因は金利の予想が少し変わっています。

名目金利の予想をみると、今はほとんどゼロですけれども、今後名目金利は上がる想定です。というのは、日銀もいつまでもゼロ金利政策を続けるわけではなくて、インフレ率が2%になれば、出口戦略をする。そうすると、中期的には金利は上昇し始めます。政府の見通しですと、2020年代になってインフレ率も2%を超えて、名目成長率も4%に近づくわけですから、そのころはいくら何でも日銀は今のようないき次元の金融政策をしているわけではない。そうすると、金利はいずれ上がる。

金利の上がる予想です。今年の1月時点ではこういうカーブで金利が上がっていく。だから、結構早めに2018年、19年あたりには、長期金利が1%ぐらいに上がって、その後、4%に向かってどんどん上がっていくのが、これは経済が再生するというのが前提になっています。再生すれば、日銀も低金利政策を取らないという前提です。ところが、今年の7月の想定だと、2018

年はちょっと無理なのではないか、ほぼ0に近い。2019年ぐらいから少しずつ上がり始めるというか、上昇カーブが少しずれているのです。名目金利の上昇カーブを低めに変えた。そうすると、金利が下がります。金利が下がると、国債の利払いがその分削減できますので、財政的には効果が大きい。

1-5. 2017年7月の試算

まとめますと、2017年の7月の試算で行くと、政府の目標であるところの2020年の基礎的財政収支の均衡は無理です。経済再生ケースでも無理です。8.2兆円の赤字が出る。これは GDP 比で1.3%の赤字が出るということを行っています。これは今年の1月の試算からほぼ不変です。けれども、1月の試算では8.3兆円だったので、それが8.2兆円になったので、若干良くなっている。国の基礎的財政収支は相変わらず悪いけれども、地方は改善です。地方で見ますと、既に基礎的財政収支は全体で見ると黒になっています。もちろん地方自治体の財政状況も悪いところ、悪いところがあります。国の基礎的財政収支をどういう形で改善するかというのが問題です。

それから、長期金利の上昇予想が先送りされて、長期金利がそんなに急には上がらないだろうということになりました。その結果、公債等残高 GDP 比の見込み値も前回から改善されています。ただ、この試算は2019年10月の消費税の増税を織り込んでいます。

それから、もう1つは、軽減税率の話は最近話題になりませんでした。消費税の引き上げが延期されたので、引き上げと同時に軽減税率を入れるということになっています。軽減税率を入れると、ご存じのように、消費税の課税ベースが小さくなりますから、税収が減る。軽減税率を入れると、消費税の税収が減りますから、その分の減税分をどうするかが問題になっている。これはまだ決着がついていないというか、先送りされている。内閣府の試算では、軽減税

率をしても、何らかの財政措置が取られて、税収が減らないという前提で試算をしています。その意味ではかなり税収に関しては消費税を引き上げて、ちゃんと税収が入ってくるという試算なので、これが本当かどうかというのは非常に微妙です。

それから、もう1つ最大の問題は、経済再生ケースの経済成長率が実質、しかも名目だとかなりギャップがありますけれども、名目成長率が本当に今後4%に近いところで安定的に成長できるのが最大の問題です。経済成長率が名目でもちゃんと上昇していけば財政的にはある程度楽観的なシナリオが書けます。それでも大変は大変です。ただ、経済成長率があまり回復しないと、政府の試算でも基本的には財政は破綻する状況になってきます。しかもこの試算は2020年代前半までしかやっていない。財政的には厳しくなるのは2020年代半ば以降と思います。なぜかというところ、そのころは少子高齢化の影響が効いてきて、一番典型的には団塊の世代の方が後期高齢者になりますから、特に医療を中心とした社会保障需要が今まで以上に増える。要するに、2020年代前半よりは2020年代半ば以降の方が歳出が増えることは想定できます。

もう1つは、オリンピックが2020年で、オリンピックが終わった後は、潜在的な経済成長率が下がる可能性が高い。2020年まではいいとしても、2020年以降はこういう経済成長率が実現できるかというのはかなり問題で、その意味では政府のシナリオというのは非常に楽観的、ある意味では危ないシナリオと思います。

1-6. 当面の戦略

差し当たって2019年の10月に消費税を本当に8%から10%に上げるのかどうか。財政再建との関係で言うと、消費税を上げると、課税ベースが非常に広いので、税収が相当入ってきます。消費税を予定どおり2019年10月に10%に上げることができるのかどうか。ここで対応は分かれると思います。安倍さんが総理でいる可能性も

かなり高い。これは内閣支持率、その他政局に依存しますけれども、安倍さんが総理でいると、2度延期しましたので、3度目の延期というシナリオも当然あり得る。或いは2019年は景気の面では非常にいい時期だと思うのです。オリンピックの直前なので、いろいろな意味で投資需要とか、消費マインドも活発になる時期です。皆さん、強気のムードになる。だから、その時期は景気がいい。そうすると、景気のいい時期に引き上げを延期する合理的な理由を探すのはなかなか難しいです。

去年、安倍さんが消費税の延期をしたときには、リーマン・ショックか、大震災という正当化が必要でした。熊本地震ももちろん大きな震災でしたけれども、あれは大震災とは言えない。そうすると、リーマン・ショック級のことがないといけない。あのときは若干問題がありましたけれども、途上国の原油等の減産で価格が非常に不安定なので、それがリーマン・ショックの前と似たような動きをしているから、あの時期はリーマン・ショック前夜ではないかという資料をサミットで配って、ある意味こじつけ的にリーマン・ショック的なことが来るかもしれないから、消費税の引き上げは延期するという話をした。

あのときもかなり強引な理由付けだった。2019年10月にそれをまた見つけることができるかというところ、かなり苦しいと思います。合理的な理由が見つからなければ予定どおり引き上げるという可能性もあります。いくら安倍さんであっても、全く何の根拠もなしに法律を変えるのは難しいと思います。2番目のシナリオも結構あると思うのです。まだわからないです。いずれにしても、消費税は8%に凍結するか、10%に上げたとしても、それだけでは2020年のプライマリーバランスの均衡は無理なのです。経済再生ケースでも8兆円以上の税収不足が残るのが内閣府の試算です。この試算は、あと2年ですから、そんなに極端におれるということはないと思いますので、2019年10月に上げたとして

も、かなり大きな税収不足が生ずる。そうすると、歳出削減中心にしても限界がありますし、高めの成長による税収増にも限界がありますし、しかも今回10%に上げるときは軽減税率を導入しますから、それによる税収減も見込まれますので、かなり厳しい。

1-7. 2020年時点の判断

2019年10月に消費税率を10%に上げたとしても、2020年に想定通り健全化目標、プライマリーバランスの均衡は達成できないのはほぼ確実な状況です。19年10月に消費税が8%のままだとさらにその状況は悪くなります。そうすると、2020年の国際公約の基礎的財政収支の均衡という健全化目標を2020年の段階で維持できない。となると、財政健全化目標をどうするかを当然考えざるを得ない。来年ぐらいからその話が出てくる。2020年に基礎的財政収支の均衡は達成できないということがほぼ明らかです。

そうすると、それに対応する選択肢としては2つあって、1つは健全化目標自体を変更する。もう1つは達成時期を変更する。要するに、2020年ではなくて、先に伸ばすということです。この2つです。この2つが同時に起きる可能性もあると思います。

最初の健全化目標の変更です。現在の財政再建目標は基礎的財政収支の均衡化といういわゆるフローの目標です。それに対してストックの目標に変える、要するに、公債残高のGDP比が上昇しなければいいということです。引き下げられればいいと健全化目標を変えるというのが1つの手です。そうすると、政府の試算で経済再生ケースが実現すれば、2020年の段階で基礎的財政収支は赤字ですが、2020年代の前半はずっと赤字のままですが、赤字のままでも公債残高のGDP比は減るシナリオになっている。現在の政府の目標はこっちです。2020年にこれをゼロにするのが目標なのです。けれども、こっちではなくて、公債残高のGDP比で安定的にするのだと目標を変えれば、経済再生

ケースさえ実現できれば、消費税が10%に上がれば、それ以上引き上げなくても何とか健全化目標は達成できるという形になります。1つの選択肢は健全化目標をフローからストックに変える。

それから、もう1つの目標は、達成時期を2020年ではなくて、2025年ぐらいにする。2025年ぐらいにすれば、一応政府のシナリオだと均衡化が達成できるということなので、達成時期を先送りするという選択肢もあり得ます。ただ、政府のシナリオは2025年までしかやっていない。けれども、2020年代後半はどっちにしてもかなり厳しい。実は公債残高のGDP比は2025年まで下がっていますけれども、2025年以降、経済再生ケースであってもずっと下がるのかというと、これはかなり疑問があると思います。内閣府の方で試算していないので、わかりませんが、常識的に考えると、2020年代後半は政府のシナリオでも金利が上がっている。金利が上がることは利払いが増えることです。しかも社会保障需要が増えます。経済再生ケースを想定しても、経済成長率がこの後4%からずっと安定的というより、もっと下がる可能性が高い。そうすると、2025年以降を考えると、経済再生ケースであっても結構厳しいと思います。2020年代に入ってから、経済再生ケースが仮に実現したとしても、消費税の再々引き上げ、10%からその先への議論が現実的な課題にならざるを得ない。

1-8. B/Yのダイナミクス

その前にフローの目標からストックの目標に変えるということはなぜできるのか。基礎的財政収支が赤のままでも、公債残高のGDP比が下がるというシナリオがどうして出てくるのかを、ちょっと技術的になりますけれども、お話ししたいと思います。

Bが公債残高で、YがGDPです。B/Yは公債残高のGDP比です。公債残高のGDP比が何に依存するか。B/Yはbです。これは公債残高のGDP比です。ここに△が付いているのは

変化を表します。公債残高の GDP 比がどう変化するかというのが何に依存するかというと、2つの要因で技術的には決まります。1つは $g-t$ です。 g が歳出の GDP 比、 t が税収の GDP 比です。 g はいわゆる政策的な経費です。 t が税収なので、 $g-t$ は基礎的財政収支の赤に相当します。基礎的財政収支の赤字幅です。基礎的財政収支が赤であればあるほど、公債残高の GDP 比が増えるということです。

2番目の項は r が金利で、 n が経済成長率です。2番目の項は金利と経済成長率の差に応じて、要するに、金利が経済成長率よりも高いと、それだけ公債残高の GDP 比は増える。金利は利払い費で、公債残高を増やす要因です。経済成長率は GDP 比を増やす要因です。分母が増えるのが経済成長率で、分子が増えるのが金利です。だから、金利が経済成長率よりも高いと、放っておくと、公債残高の GDP 比は増える。公債残高の GDP 比の変化は基礎的財政収支の赤字がどうなるかということと、それから、金利と経済成長率の乖離がどうなるかということの2つの要因に依存します。

平時の状況では、金利の方が経済成長率よりも高い。普通の状況というのは中央銀行が極端な異次元の金融緩和政策を取りませんから、普通は経済が良くなると金利が上がります。経済成長率よりも金利が高いのが平時です。平時ですと2番目がプラスです。そうすると、1番目が均衡していても、公債残高の GDP 比は増えます。だから、平時は2番目の項がプラスで、公債残高の GDP 比を増やす方向に働きますから、基礎的財政収支を良くしないと、公債残高の GDP 比は安定的に下げることができない。

ということは、まず基礎的財政収支を安定的に下げる。その後でここを大きく下げないと、 Δb はマイナスにならない。全体の公債残高の GDP 比を下げようとする、それよりも基礎的財政収支を均衡化の方が相対的にやりやすい。だから、平時ですと、まずは基礎的財政収支の均衡化、黒字化が達成しやすい最優先の経

済目標、健全化目標です。それを達成して、その後、ここをもっと黒にして初めて公債残高は下げることができる。だから、平時を想定すると、やりやすいのは基礎的財政収支の均衡です。日本経済も平時だと思うと、まずは基礎的財政収支の均衡を政府が考える。これが普通のシナリオです。

ところが、非常時はどうなるかということ、非常時は現在の状況です。金利は日銀がゼロ或いはマイナスにしていますから、金利は経済成長率よりも低い。非常時は2番目の項がマイナスになっている。ということは、基礎的財政収支が赤でも、公債残高の GDP 比、 Δb はマイナスになることができる。それが実際の日本のシナリオです。ここで2020年前後の状況では、基礎的財政収支は赤です。経済再生のケースです。公債残高の GDP 比は下がっています。

なぜこれが起きているかということ、金利がこの時期は経済成長率より低いからです。金利が経済成長率よりも低いのは非常時です。非常時だと基礎的財政収支は赤のままでも公債残高の GDP 比を下げるができます。ということは、公債残高の GDP 比を下げるという方が基礎的財政収支を黒にするよりも達成しやすい健全化目標です。非常時であれば、こちらの方がより目標としては達成しやすい。政府は、最初は平時を想定していて、達成しやすいと思っていた基礎的財政収支の均衡の方を最初は考えたのですけれども、実は日銀が非常に大胆な異次元の金利政策をやってくれて、今は非常時になっている。非常時になっていると、基礎的財政収支は黒にしなくても、金利が経済成長率より低いので、それによって公債残高を下げるができる。そうすると、より易しい目標に変えてもいいのではないかということです。

1-9. 出口戦略

非常時だとすると、公債残高の GDP 比を安定的に下げるのが究極の目標ですけれども、それを達成するのに無理に基礎的財政収支を黒に

しなくてもいいのではないかということで、健全化目標はフローからストックの方に変えようという話が出てくると思います。ただ、これは非常時だから意味がある政策です。非常時でなくなるとこの政策は狂う。問題は非常時がいつまで続くのか、ここが問題です。非常時は日銀に頼っている。財政の金融ファイナンスで、日銀が国債を買って、金利を下げている。これに頼りすぎると、平時に戻れなくなるのではないか。出口へのハードルがますます高くなってしまいます。

今は日銀が国債を買っている。このペースで行くと、来年か、再来年には買う国債がなくなるのではないかとされています。全部買ってしまって、その後、どうなるのだという話になってくる。そうすると、最後の手段は何かというと、日銀が国債を買うのも手詰まりで、しかも出口が取れなくなって、インフレしかないという話になってくるという非常に危ない状況です。

1-10. アベノミクスの評価：いつまで非常時なのか

アベノミクスは基本的に非常時の政策パッケージだと思います。要するに、経済が危機的状況なので、金融でも、財政でも、禁じ手やる。特に象徴的なのは金融政策です。異次元の非伝統的な金融政策は非常時だからやれる政策で、ずっとやられるものでもない。最初にお話ししましたように、政府の公式見解でも物価が2020年代になって安定的になってくれば金利は上げますということを言っているわけです。金利を上げることは出口戦略を取ることを想定しているわけです。アベノミクスは基本的に出口戦略を取るまでの非伝統的な金融政策です。実はこれに頼りすぎると、非常時から抜け出せないというジレンマがある。

財政も同じような話で、アベノミクスの財政政策は積極的な財政運営ですから、財政再建とは逆行する。景気の悪いときに減税して、補正

予算で公共事業を増やして、いろいろな歳出を増やして、積極的に財政運営するということなので、財政再建には高いハードルになる。積極的な財政政策、積極的な金融政策、機動的な財政運営というのは非常時だから意味がある政策です。けれども、安倍政権ができて5年間ずっとアベノミクスをやっていると、いつまで非常時なのか。非常時の定義が非常に難しい。しかも最近では、先ほどお話ししましたように、政府の公式な景気判断でも好況な時期です。しかも有効求人倍率が1をはるかに超えていますし、失業率はここ20~30年で最もいい。低水準で、ほぼ完全雇用に近い状況になっている。株価も安倍さんが総理に復帰したときに比べると上がっています。いつまでアベノミクスを続けるのかということこれが難しい。そろそろ出口戦略をやる時期ではないかと常識的には思う。アメリカも金利引き上げを始めましたし、ヨーロッパも出口戦略の話が具体的に動き出している時期なのですが、日本で全くその話が出てこない。相変わらず物価2%までやるのだということを守り続けて、本本当にいいのかどうか。問題があると思います。

それで、アベノミクスで一番重要なのは成長戦略です。これは潜在的な成長率を上げる戦略です。これで経済再生ケースの名目4%に近い、実質で2%台の経済成長が持続できるということです。規制改革で成長促進が重要です。けれども、ここでの問題は安心、安全と成長戦略の規制改革とはかなり矛盾するというか、対立する面があります。ちゃんと規制改革で成長戦略が実現できるかどうか。また、実現したとしても、2020年代以降は少子高齢化の影響がまともに来ますので、潜在的な成長率は自然体で行くとむしろ下がる。イノベーションがなかなか起きにくいということです。それから、労働者の人的な資本蓄積もそれほどこれから期待できない。常識的にはサプライサイドから見ると、経済成長率にはマイナスのプレッシャーがかかる。それを成長戦略でそのマイナスのプレッシ

チャーを底上げできるかどうかという話です。それをしても、4%の名目成長率が2020年代後半に実現できるというのはかなり厳しい。そうすると、財政再建も税収を確保できるかどうかというのも大変だと思います。

1-11. シムズ理論—目的

もう1つの問題は、非常時の金融政策に頼りすぎると、結果として何が起きるかです。最近シムズ理論の話になってくる。増税も駄目、歳出削減も非常時だからやらないということになってきて、しかも財政が破綻することが避けられないとなると、最後の手段は、物価が上昇して財政が持続可能になることしかないのではないか。物価で調整するしかないということです。それが場合によってはいいのだというのがシムズ理論という話です。要するに、ゼロ金利の制約に直面した状況で金融政策が効かなくなってくる。しかも将来の増税や歳出削減をやると直近のマクロ経済に良くないとなる。そうではなくて、逆に歳出削減しない、増税しないということで、財政が破綻するということになってくると、結果として人々がインフレ期待を形成して、インフレが進行する財政運営ができて、それがいいというのがシムズ理論です。

1-12. シムズ理論—評価

財政政策を積極的に拡大することによって、結果として意図的にインフレを起こして、政府の債務の一部を物価上昇で相殺させる。人々のインフレ期待を高まると、それが経済の活性化にもつながるし、政府の債務を縮減するためにもつながるということです。だから、財政状況が悪化することを前提にして、非常時にむしろインフレを積極的に財政面から起こすことがいいという理論です。これは放漫な財政運営のデメリットを考えていないので、財政面から言うと、非常に問題のある議論だと思います。実験的な政策なので、非常に混乱の方が大きくなって、誰が責任を取るのだという問題になる。

1-13. 想定されるインフレ率

想定されるインフレ率がどうなるか。仮に財政再建必要額、政府の債務を何らかの形で面倒を見なければいけないとします。健全化の努力は歳出削減か、増税で返していく。それは通常の財政再建です。もう1つはインフレによってチャラにする。ただ、インフレ税でやるか。健全化の努力は財政面での歳出削減か、増税、ネットの国民負担でやるか。インフレによって政府の債務、国債を持っている人の負担でやるかという2通りの方法がある。仮に極端な話、政府の債務が全てインフレで紙くずにする、無限大のインフレにしないといけない。インフレで名目資産を全部紙くずにするとなると、これは極端なハイパーインフレにしないといけない。

そうではなくて、50%、50%ぐらい、政府の実質的な債務を半分にするということです。例えば名目債務が1,000兆円あるとして、実質的にそれを500兆円に半減させるとなると、半分にするには物価を倍にしなければいけない。物価を倍にすることは100%のインフレが必要になってくる。100%ぐらいインフレを起こさないと、インフレ税で半分にはならない。半分は極端にしても、例えば現実的なシナリオとして8割を健全化努力でやって、2割をインフレで削減するとします。インフレで20%削減するとなると、必要なインフレ率は0.8分の1なので、25%です。25%インフレを起こすと、実質的な債務が2割削減される。

25%のインフレでも相当なインフレです。だから、日銀が想定している2%のインフレでは実は政府債務をインフレ税で償却するというのはほとんど不可能です。そうすると、極端なインフレを想定しないと、シムズ理論で想定しているインフレ期待と債務の削減を両立させるのはかなり厳しい。25%というと、狂乱物価のときのことを思い出します。これは大変だろう。常識的には健全化努力を粛々とやるしかないのではないかと思います。

1-14. アベノミクスの好材料

アベノミクスの好材料もないわけではない。デフレも20年続いて、日銀もそこそこ非常時の金融政策をやって、今はマクロで見ると、デフレギャップはもうない。有効求人倍率もかなり高いですし、失業率も下がっていますから、これ以上は物価が下落する材料というのは国内要因としてはない。そうすると、今後はそんなに極端な非常時の政策を取らなくても、そこそこ物価は上がるのではないかということは想定できるので、いずれは非常時から脱却できる可能性は高いと思います。

それから、財政再建の必要性にしても、昔は財政状況が悪いと言っても、なかなか国民にはそれが伝わらなかった情報の非対称性がありました。要するに、官僚の言うことはちゃんと受け取ってもらえないので、どこかに隠し財源があるのではないかという話です。昔は霞ヶ関埋蔵金の話があった。ただ、これも昔の民主党政権のときに特別会計が200兆円あれば、1割の20兆円ぐらいはすぐに出てくると、当時の菅さんが財務大臣になって頑張ってやったのですけれども、20兆円は出てこなかった。

そんなに埋蔵金はないということが大体わかった。昔に比べるとより情報の非対称性がなくなって、財政再建の必要性というのがそこそこ国民にもわかってきています。

それから、もう1つは、安倍政権は5年続いている。それ以前の政権が1年間でころころ変わったのに比べれば、政権の視野はかなり安定している。中長期的な社会保障制度改革はやろうと思えばできない話ではない。衆参両院で安定的な多数を持っていて、政治的には非常に安定的な政権なので、通常は財政状況が悪い国は連立政権で、しかも政治的に不安定な政権です。

1-15. アベノミクスのリスク

日本はそういう政権が1990年代からずっと十数年続いていた。その時期に財政状況が悪くなった。安倍政権になってから、政治的には非常

に安定的な政権なので、財政状況を良くすることがやろうと思えばできなくはないただ、問題は、安倍さんが経済政策、財政政策にあまり関心がない。特に財政再建にあまり関心がないが最大の問題です。多分安倍さんの最大の関心事は憲法改正です。だから、過半数の政権安定というよりは3分の2の憲法改正の発議の方に関心が高そうです。憲法や安全保障で前のめりになってくると、今後財政健全化の話のための社会保障も含めた制度改革、或いは消費税増税も含めた税制改革の話が飛んでしまう可能性があります。

それから、もう1つは、先ほどから出ていますように、異次元金融政策をずっと続けている。これをいつまでも続けるわけにいかない。ここから抜け出すのは結構抜け出す時のコストがかかりますから、異次元の金融政策頼みがいつまでも続けられるのかという限界は結構大きいと思います。

対外的にはトランプ政権はアメリカの中でも議会との関係とか、政治的に非常に不安定です。トランプ政権の税制改革、或いは予算編成等は非常にリスクが大きいですから、これがどうなるか。TPPの問題とか、温暖化のパリ協定の問題とか、いろいろありますけれども、安全保障リスク以外にもかなりトランプ政権の不確実性というのは大きい。

それから、今後は供給制約も入ってきますので、コストアップで悪いインフレが起きる可能性もありますし、税収の自然増収が今後はそれほど期待できなくなると、その限界もあります。去年の税収は当初に見込んだものから、皆さんもご存じのように下振れしている。去年は3次の補正予算で赤字国債を追加発行している。57.6兆円の税収を見込んだものが、実際は55兆円台に下がりました。税収は自然増収がこれからどんどん期待できるかどうか。安倍政権になって税収が増えているのですけれども、一昨年から、去年はちょっと下がっていますので、今後それが増えるかどうかというのは楽観できない。

2. 2017年度当初予算案

2-1. 一般会計歳出

今年の当初予算は、歳出総額は97兆円です（租税研08-28-2017資料(資料24)）。一番大きいのは社会保障です。その次が交付税です。それから、公共事業、文教・科学、防衛なのですが、社会保障費はどんどん増えざるを得ない。それから、1964年の東京オリンピックのときの公共事業をやった社会インフラが更新期を迎えていますので、その維持費用とか、震災対応を考えると、最近減っていますが、ここもそれほど減らすことは今後難しい。それから、防衛費は北朝鮮等のリスクがありますから、今後増やす方向になっている。歳出は切るのは非常に難しい。

2-2. 一般会計歳入

税収の方は所得税、法人税、消費税がメインの税収です。消費税に関しては税率の引き上げが予定どおり行われないと、消費税は増えない。法人税は当然国際的な競争の中にありますので、もちろん景気が良くなれば法人税収は増えますけれども、そうはいつでも、税率は引き下げざるを得ないと思いますので、全体として法人税に頼るのはなかなか難しい。所得税は大きな課税ベースです。けれども、所得税の大きな問題は、高齢化が進みますと、勤労者の数が減りますから、特に長期で見ると、所得税はよほど課税ベースを広げない限り、今の税構造のままだと税収が増えるのはなかなか難しい。

政府は歳出削減に関しては各項目でいろいろな細かい歳出削減の話はしている。社会保障にしても、医療介護制度改革とか、生活保護にしても、それから、高額薬剤の改革にしても、マイクロベースではいろいろ改革はしている。効率化しているのですが、トータルで社会保障費をどうするかというキャップをかけていないので、歳出抑制はなかなか難しい。社会資本とか、

地方行財政改革も、文教・科学技術もそれぞれもっともらしいことをやっているのですけれども、問題は全体の歳出をどうコントロールするかということができていない。結果として社会保障費はどんどん増えています。

2-3. 2018年度予算概算要求

来年度の概算要求も締め切ったばかりですがけれども、ここ5年連続で歳出総額の上限を示していない。概算要求に関して青天井で概算要求をして、それを主計局で削るという形です。しかも景気に応じて柔軟に予算を組むということで、景気が良くても、補正で対応するというをやっていますので、なかなか歳出を減らすのが難しい。さらに4兆円の特別枠を設けて、そちらは「1億総活躍社会」ということなのですけれども、これも各省庁からいろいろなものが「1億総活躍社会」に関係するものがある意味でこじつけ気味にこっちに紛れ込むということがあります。医療、年金は、高齢化対応は自然増で認める形になっていますので、なかなか歳出を抑えるのは難しい。

3. 財政構造改革の課題

3-1. 進展しない財政構造改革

今までお話ししましたのは政治的要因が多かった。連立政権で財政赤字が増えるとか、選挙区の不均衡、特に地方の過疎地の選挙区への思いが重いので、そちらの既得権の削減が困難とか、情報の非対称性の問題とかがあった。一番の問題はその場しのぎなのではないかと思うのです。政策決定が短期化して、社会保障改革は先送りするということです。

3-2. 財政政策のマクロ効果

結局、財政運営は、不況期にはもちろん積極的に対応した方がいいのですが、不況期に積極的に対応するためには、景気のいいときには債務を削減しないと、不況期に積極的に財政運営

できない。負債を抱えていないと、ケインズ政策は有効です。不況期にあまり借金がなければ、そこで借金して、景気対策することが有効です。けれども、借金をたくさん抱えすぎていると、不況期で政府がケインズ政策を取ろうとしても、それはあまり効果がない。なぜかという、景気が悪いときに、政府が積極的な財政運営しようとしても、既に債務を抱えすぎているので、もっとやると財政状況がさらに悪くなってくると将来が心配になってくる。将来が心配になってくると、今いくら積極的な財政運営をしても、将来の負担増を民間の家計や企業が身構えてしまうと、現在のところで積極的に反応しない。そうすると、不況期だからといって、民間需要が出てこない。それはいわゆる非ケインズ効果と言われている。景気の悪いときにきちんと財政的に対応できるためには、景気のいいときに債務を減らさないといけない。債務を減らせるときにきちんと減らせる対応ができていない。

3-3. 政治的バイアス

これはどういうことかという、景気は循環するので、非常時にはもちろん景気出動してもいい。けれども、そんなに非常時でない景気の悪い時期を非常時だと、非常時だと考えすぎてしまうと、そこで過度に積極的に対応しがちです。リーマン・ショックは基本的に100年に1回しか起きないと当時の麻生財務大臣が言った。100年に1回の非常時だったら、当然大変なので、きちんとした積極的な財政運営ができる。けれども、景気は基本的に10年ぐらいの周期でいいとき、悪いときを繰り返す。サイクルの局面で生じる不況期には極端な財政運用しなくても、財政制度にいわゆる自動安定化装置、ビルトインスタビライザーと言われている社会保障制度、累進的な税制、失業保険等で対応するので基本的に十分で、その見分けなのです。

財政規律をどう担保するかは、真の非常時なのか、そうではなくて、通常の不況期なのかの見分け方が非常に重要です。どうしても政治的

には非常時に過度に反応しがちで、そこが問題になると思います。

4. 税制改革の政治経済学

消費税に関していいますと、消費税は非常に有力な選択肢で、課税ベースが広いし、一定の低税率で、一定の税収が確保できるので、有力な財政再建の手段です。ただ、福祉目的化されていると、有権者の中には福祉目的化されている福祉が既得権化されて、無駄な福祉に使われていると思うと、消費税の増税に反対する人も出てくる。だから、中身の問題との関係が問題になってきます。

4-1. 増税のメリット

それから、消費税に限らず、増税のメリットは現在と将来のどちらがいいかということです。要するに、増税することをしなければ借金する。借金するのは増税を先送りする。増税を先送りすることは、増税はその時点では負担なので、現在負担を国民に求めるのか、借金して、将来に負担を国民に求めるのか。どちらがいいのか。現在と将来のどちらの国民に負担を求めるのがいいかというのは、現在と将来のどちらが経済的に恵まれているかという問題です。だから、高度成長期のように将来の方がどんどん経済が良くなる。経済がどんどん成長して、後になればなるほど、賃金も上がるし、経済状況も好転するということがわかっているときは、将来の方が経済的に今よりも良くなるから財政赤字を出してもいい。財政赤字の負担を将来に先送りしてもいいし、例えば高速道路を作るときに、それを全部増税でやるよりは借金で将来に回した方がいい。

高度成長期に建設国債を出して、社会資本、インフラを整備したというのは当然いい政策だった。問題は経済成長の低迷期です。今後経済成長が見込めなくなったときに借金して、将来に増税の負担を先送りするのがいいのかどう

か。消費税を増税すると必ず負担です。消費税を増税すると負担だから、先送りしようという議論がある。けれども、先送りすると、将来消費税を増税せざるを得ない。将来の人が負担になる。将来と現在のどちらの方が負担に対する抵抗力があるか。担税力があるかという問題です。

4-2. 世代間公平をどう考えるのか

今後は人口が減少します。しかも社会保障は賦課方式ですから、今の若い人、これから的人是、経済成長しても、社会保障の負担が増えざるを得ない。人口減少社会で社会保障の負担が将来世代にのしかかり、しかも経済成長があまり期待できない。今後経済成長率が昔の10%近くは期待できない。ひょっとしたら2020年代後半になると、マクロの経済成長率が私の予想だとマイナスになる可能性が高いと思います。経済再生ケースはプラス4%とされていますけれども、実際に2020年度になるとむしろ逆にマイナスになる可能性が高い。そうなってくると、将来世代の人は大変なので、現在の人が多量増税の負担があるとしても、それを甘受した方がいいのではないか。

4-3. 消費税と軽減税率

消費税のもう1つの問題は軽減税率です。軽減税率はご存じのように2年前に決着した。、税収減を考えると、軽減税率はあまり良くない政策です。だから、今後もう消費税を8%から10%に上げるときに軽減税率を見直すのであれば、やめた方がいいと思います。

4-4. 消費税と駆け込み需要

むしろ軽減税率よりも、問題は駆け込み需要に対する対応が問題です。消費税は消費税が上がる前に駆け込み需要が起きて、消費税が上がった後に反動で消費需要が下がる。駆け込み需要の反動は自動車とか、住宅とか、耐久消費財で起きる。それ以外のものでも起きる。それは

民間の経済活動にとってあまり良くない。駆け込み需要とその反動を抑えるのが望ましい。そのためには何が必要かという、1つは一時期に極端に税率を上げるというのが良くない。明日から税率が例えば8%が急に15%ぐらいに倍になると、その前にたくさん買った方が得になるので、急に駆け込みが大きいし、その反動も大きい。そうすると、駆け込み需要のため、たくさんお金を用意しなければいけないし、人もたくさん雇って経済活動しなければいけないし、その後、急に経済活動が落ち込んで、民間経済活動に良くない悪影響をもたらします。駆け込み需要とその反動をなだらかにするには、税率は少しずつ小刻みに上げる方がいい。理想的には2%上げるよりは1%ずつ上げた方がいい。だから、2019年に2%上げるよりは、例えば来年1%、19年に1%で、2%上げた方が駆け込み需要と反動という意味では望ましい。

もう1つは、日本の場合、税率を上げることにに関して便乗値上げはけしからんということで、税率を上げると、その段階ですぐに価格に転嫁しようという話になっている。これは逆に言うと、その段階で消費者の負担する価格が急に税額分だけ上がる。これは駆け込み需要とその反動を引き起こす。ある時期までは消費税は例えば8%でいい。その次の日から10%に、2%も上がりますとなると、そこで急に負担感が増える。便乗値上げを認めた方がいいと思います。税率は例えば10月1日に上げるとしても、その3カ月前から3カ月後ぐらい、ある一定の期間の間に徐々に価格に転嫁することを認める。そのためには内税に変えた方がいいと思います。外税方式だと、それはなかなかやりにくい。内税方式にして、消費者が実際に負担する価格がなだらかに上がるように、実際の税率の引き上げと消費者が負担する額と連動させないような工夫が必要です。

ヨーロッパは基本的にそういった形で対応している。ある時点で税率が上がっても、急に小売価格が上がらない仕組みになっています。そ

ういう形で駆け込み需要と反動への対策をきちんとやる方が軽減税率をやるよりもはるかに消費税対応としては重要ではないかと思えます。

4-5. 配偶者控除の見直し

所得税に関しては、去年配偶者控除の見直しが議論になった。その後、その話は消えて、結局、ご存じのように、配偶者控除の年収制限を若干引き上げただけなのです。政府税調案は配偶者控除を廃止して、夫婦控除を新設するのです。けれども、それが迷走したのは、配偶者控除の見直しをするときに、ネットで増税になると、これはけしからんという話になった。どうするかということで、結果として迷走した。税収中立の制約が税制改革の最大の制約になっている。この制約を外した方がいい。

日本の税は税収額がそれほど大きくはないので、ネットで増税するという形の所得税の見直しを税制改革ですべきです。基本的には配偶者控除を廃止してしまえばいい。それだけでいいのではないかと思います。所得税の課税ベースをもう少し広げて、広く薄く所得税を負担してもらおうという形にした方がいい。消費税の引き上げが難しければ、所得税でやるしかない。消費税も、所得税も広く薄く取って初めて意味がある。もちろん累進制は必要ですけれども、極端に累進制にするよりは課税最低限を下げ、多くの人から取る。

4-6. 法人税改革

法人税に関しては、税率は下がってきている。政策減税を縮小して、法人税の世界で税収中立を実現しながら引き下げるといのが限界に来ていますので、法人税に関しては税収中立の制約を外して、税収減を前提にすべきでしょう。全体では税収増ですけれども、法人税の世界では税収減になることを認めた上で税制改革をする必要があると思います。これはなぜかという、国際的に法人税に関しては課税競争のプレッシャーがありますので、長期的に税率を下げ

ることが必要です。

4-7. 法人税率の引き下げ

国税の税率はもちろん下がってはきている。資料41の図は財務省の資料ですけれども、40%台から30%台、20%台へ国税の税率は下がってきている。数年前までは日本はアメリカと並んで国際的に法人税が非常に高い国だった。ヨーロッパやアジアの他の国と比べて極端に法人税率が高い国だった。けれども、最近少し下がってきて、アメリカよりは法人税の税率が下げている。

4-8. 地方法人課税の改革

法人税の税率は国税としては下がっているのですけれども、地方の法人課税に関してはまだ問題が残っています。地方法人課税をどうするか1つの問題は、地方の法人課税を廃止できれば、それが一番いいのではないかと思います。地方に関しては消費税の方が法人課税よりは課税ベースとしてはやりやすい。なぜかという、法人は地域間で動きますので、法人税を地方税として課すと、地方間での企業の立地に関して悪影響が出ます。課すとすれば、地方に関して言うと、やはり便益に応じた課税という原則から、固定資産税と住民税を中心とした個人ベースで課す。企業には課さないのが地方の課税の基本だろうと思います。

4-9. 地方法人特別税

地方法人特別税は今年から法人住民税の一部が地方法人税に税源移譲されて、暫定的な措置として行われていた地方法人特別税が廃止されます。廃止された地方法人特別税は法人事業税に還元される。しかし、消費税の増税延期で、地方法人特別税の廃止も延期になりました。法人税の話は消費税の増税の話とリンクしている。本来であれば法人税は国税中心で、地方は法人税ではなくて、地方税でやった方がいいと思います。

4-10. 税制改革の在り方

税制改正の基本的な考え方です。法人税、或いは資本所得課税の税率はできるだけ引き下げの方が経済活性化、いろいろな面で望ましいと思います。日本の場合、増税は当然必要ですが、社会保障改革と歳出もこれからももちろん増えることは仕方ないとしても、無駄な歳出も結構ありますので、そこを削減して、必要な増収幅を圧縮するのも大事です。

特に今後2020年代に入って社会保障需要が増えることが予想されます。ここをそのまま増やしていいのか。高齢化の自然増をそのまま増やしていいのか。ここは非常に大きな問題で、例えば高齢者の医療費の自己負担を現役世代並みに3割にすることに關してはかなり政治的に抵抗があります。高齢者の中にも本当の弱者の方もいる。けれども、多くの高齢者はかなり資産を持っている。資産を持っている高齢者でも、フローの所得がないので医療費等を自己負担できないという人に関しては、医療費の本来現役世代並みに負担すべき医療費の分を政府が債権として持っていて、その方が亡くなったときに資産から相続税よりも先に取ってしまう。

要するに、相続税は相続された人が分配したときに税を課す。けれども、そうではなくて、遺産を残した段階で、政府が遺産の中で社会保障の負担分として本来負担していただく金額を回収する。フローの所得がなかったために負担を見合わせた分をちゃんと債権として管理して、遺産を残したときに優先的に相続人に渡すよりも先に取ってしまう。お金はないけれども、資産を持っている人から見ると、自分が死んだ後の話なので、問題はない。そうすると、高齢者の医療費の本人負担を3割にしても、実質的には1割とか或いは負担しなくても、その差額分を政府が先に債権として差し押さえることができる。そういう形で相続税と別の形で高齢者の方の遺産をきちんと政府が取れば、その分増収が増えますから、実質的に社会保障の歳出削減と同じ効果がある。必要な増収幅をどうするか

というのはそういった工夫も必要だと思います。

労働所得税も、住民税と合わせて最高税率が50%ですけれども、これ以上累進税率を上げるのは問題がある。むしろ課税最低限を下げる。消費税と同じように広く薄く課税して、所得税、住民税で増収を図る。住民税も均等割は非常に少ない。均等割も極端にもっと高くして、例えば一律1人当たり10万円ぐらい均等割を取ってしまうというぐらいの発想も必要ではないかと思っています。

5. ふるさと納税

5-1. 落とし穴

最後にふるさと納税の話に行こうと思うのです。ふるさと納税は最近弊害がだいぶ問題になっています。ふるさと納税の問題は、寄付を受ける自治体はふるさと納税なので、そっちに住民税が行きますから、税収はプラスです。寄付者はふるさと納税する分だけ実は本来払う自治体の住民税が減りますから、税負担はほとんどない。しかも礼品として特産物が入ってきますので、寄付者は結構プラスになっている。地域特産物を作っている生産者は販売増です。寄付を受ける自治体も、寄付者も、それから、生産者もプラスなので、3者がプラスで、この3つのプラスが宣伝されて、非常にいい税ではないかと言っている。

みんながプラスになる話というのはどこかに落とし穴がある。税金を移しているだけなので、損している人は誰かという、寄付者の居住する自治体です。これは主に都市部の自治体です。本来払うべき住民税が過疎地の自治体の方に行っているから、マイナスになっている。国は、住民税がマイナスになると、一部は交付税で補填しますので、その分交付税の補助金が必要なので、若干お金がかかるという意味でマイナスです。これも財政赤字の拡大要因になりますから、将来世代にとっても負担が増えます。だから、プラスの得している人は寄付者と寄付を受



ける自治体とそこでの販売業者、生産者で、損している人は寄付者が居住する自治体と国と将来世代ということになります。

5-2. 印象的な事例

佐賀県のある小さな町で、ふるさと納税で町の財政が良くなったので、議員の手当を増やそうとした。歳入80億円のうちふるさと納税が4分の1だった。特産の佐賀牛を出すということで、お金が入ってきた。ふるさと納税の寄付者から「議員の報酬のために寄付したわけではない」という苦情が殺到して、結局、撤回された。

5-3. 住民税の減収額（2017年度）

住民税の減収額は、ふるさと納税がネットで簡単にできるようになって、ネットですごいサイトがいっぱいできますので、都市部の高額納税者がふるさと納税を使います。去年の住民税の減収額が2,000億円近い。東京、神奈川、大阪、愛知では数百億円の減収額になってくる。

寄付は豪華な返礼品を贈っている自治体に特に集中するので、過熱する返礼品競争の見直しが課題になっている。

5-4. 改革の方向

これをどうするかということなのです。総務省は過大な礼品を禁止すると言っている。けれども、それだけでは根本的な解決にならなくて、ふるさと納税は抜本的に変える必要がある。1つは、礼品は一切禁止です。出すとしても、名目的に絵葉書程度です。要するに、赤い羽根の羽根ぐらいで、寄付をしましたという名目的なお礼ぐらいで、一切礼品を禁止する。

もう1つ重要なことは、ふるさと納税なので、ふるさと、つまり、自分の居住地にしか納税できないようにする。今はふるさと納税といいながら、どこの自治体にも納税できる。自分のふるさとに関係ないところまで納税するので、納税競争が起きて、弊害が起きる。本来は自分の居住している自治体に納税して、礼品を禁止す

る。そうすると、事実上住民税を自分の自治体に寄付する。住民税と何が違うのかという話になります。違いは住民税の使い道を納税者が特定できる。ふるさと納税は自分の居住している自治体しか納税できない。しかし、自分の居住している自治体は「ふるさと納税」の使い道を複数提示する。

例えばある自治体の子育て支援のためにこういったプロジェクトをする。或いは公園を整備するために使う。或いは下水道整備するために使う。いろいろなプロジェクトがあり得る。そういったプロジェクトを複数出して、或いはその自治体が支援する非常に公的なメリットのあるNPO法人への補助金に使うとか、幾つかのパッケージを示して、そのうちのどれかに自分の住民税の何割かを特定できるような形に変わる。これは事実上ふるさと納税から納税者投票に変えるということなのです。

5-5. 納税者投票

納税者投票は、所得税、住民税の使い道の一部を納税者自身が指定するということです。自分の自治体に住民税は行くのだけれども、納税者投票しなければ、その自治体の首長さんなり、議会が予算を作って、そこで配分を決める。けれども、それは納税者の意向とは乖離している可能性もある。そのときに納税者の意向をある程度反映させるために住民税の一部を自分が必要だと思っているものに使うように納税者が用途を特定できるようにする。これが納税者投票の意味です。これを住民税でやっておいて、それが定着すれば、所得税で国の予算に関してもやる。これは究極の特定財源は目的税です。所得税、住民税の納税者は勤労世代なので、勤労世代の意向が政策に反映される。

これをいろいろな歳出を担当している政策当

局から見ると、自分の担当している政策が非常にいいのだということを納税者にアピールする必要がある。社会保障関連がいいのか、公共事業関連がいいのか、文教関係がいいのか。いろいろな歳出ごとにプロジェクトを出して、それらに対して納税者はどっちがいいかを、用途を特定する形で税金の一部をそこに入れます。こういったものを納税者が望んでいるかがはっきりします。政策当局の説明責任が要ります。これにNPOを加味すると、NPO寄付への財政支援としては非常に有効なものが出てきます。

こういう形に変えるのが現行のふるさと納税よりはいいのではないかと思います。ふるさと納税という仕組みがあるわけですから、居住する自治体しかふるさと納税できない形にして、礼品を禁止すれば、納税者投票にすぐに変えることができる。そっちの方がはるかに良い。今の日本では、住民税をたくさん払っている人が私的に礼品をもらって、得をするというわけのわからない不公平の制度です。それよりはるかに公平感があって、しかも政策当局と納税者のギャップも小さくなる。

大体時間が来ましたので、以上で終わりにします。基本的に今日のお話に興味のある方は、私が去年書いた本、特に最初の『消費増税は、なぜ経済学的に正しいのか〜「世代間格差拡大」の財政的研究〜』というダイヤモンドの本があります。今日の話に関連した内容がかなりありますので、もし興味のある方は読んでいただければと思います。

2番目のものはテクニカルなので、アベノミクスに興味のある方は2番目も読んでいただければと思います。

以上で、今日の話は終わりにしたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

資料 1

我が国財政の現状と 税財政改革の方向性

井堀利宏

政策研究大学院大学

2017年9月12日

資料 2

1. 財政健全化戦略とアベノミクス

- 2014年4月:消費税率の5%から8%への引き上げ
- 2014年12月:消費税率再引き上げの延期と総選挙
- 2015年2月:中長期の試算
- 2015年夏:健全化戦略の再構築
- 2015年度予算:PB半減目標の達成
- 2017年4月:消費税率10%への再引き上げ ×
- 2018年度:健全化の進展を再検討(PB対GDP比1%が目標)?
- (2019年10月:消費税率10%への引き上げ?)
- 2020年度予算:PB均衡化の達成 ?

資料3

消費税増税の見直し:2016年5月まで

- 「リーマン・ショックや大震災のような事態が発生しない限り予定通り引き上げる」○(総理)
- 「内需拡大を掲げながら消費税を上げるのは矛盾」×(本田参与)
- 「消費税を引き上げて、減収になるような場合にやるわけにいかない」×(官房長官)
- 「予想に反して増税を決行すると、少なくとも短期には市場に悪い影響を与える」×(浜田参与)
- 「日本は2～3年は財政収支を気にしないで財政出動すべきだ。ギリシャのような債務危機は起きない」×(クルーグマン)

資料4

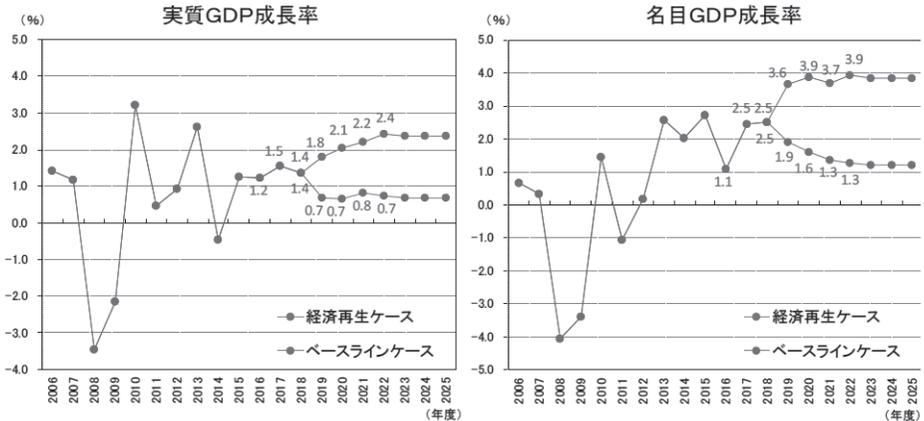
結果:消費税増税の先送り

- 安倍晋三首相:2019年10月まで2年半先送りを表明<=誰も信用していない?
- 「20年の東京五輪まで1年を切り、五輪特需による景気への好影響が期待でき、19年夏の参院選への影響も避けられる」
- 財政健全化目標?
- 社会保障の充実策?

中長期の経済財政に関する試算(2017年7月)のポイント①

〇マクロ経済の姿

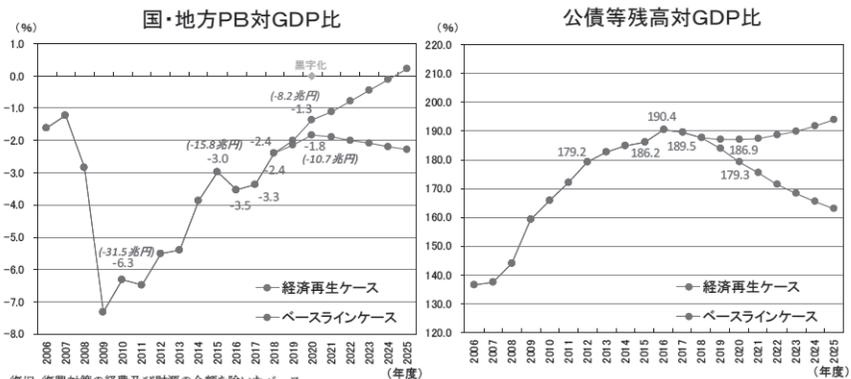
経済再生ケースでは、実質GDP成長率は中長期的に2%以上、名目GDP成長率は中長期的に3%以上となり、名目GDPの水準でみると、2020年度頃に600兆円を達成する姿。



中長期の経済財政に関する試算(2017年7月)のポイント②

〇国・地方の財政の姿

- ・ 2020年度には、経済再生ケースではPB赤字が▲8.2兆円程度(対GDP比▲1.3%程度)となる。
- ・ 国・地方の公債等残高^(注1)の対GDP比は経済再生ケースでは2017年度以降、2025年度にかけて低下^(注2)していく一方で、ベースラインケースでは2021年度以降に緩やかに上昇していく。
- ・ 引き続き、経済・財政一体改革を着実に推進していくことが重要^(注3)。

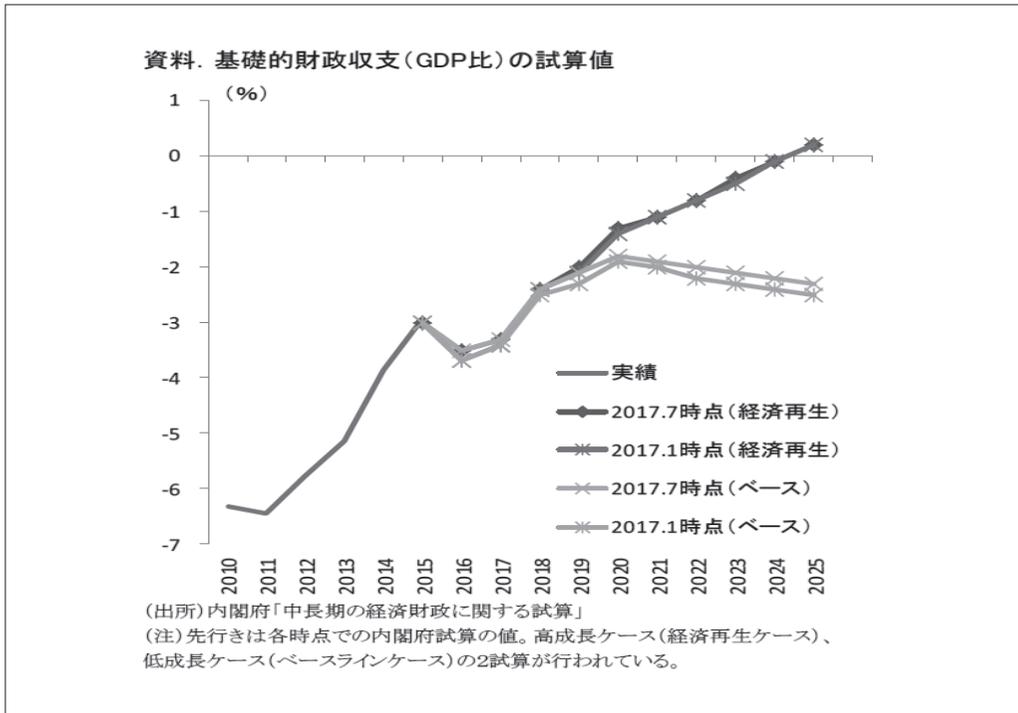


(注1) 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

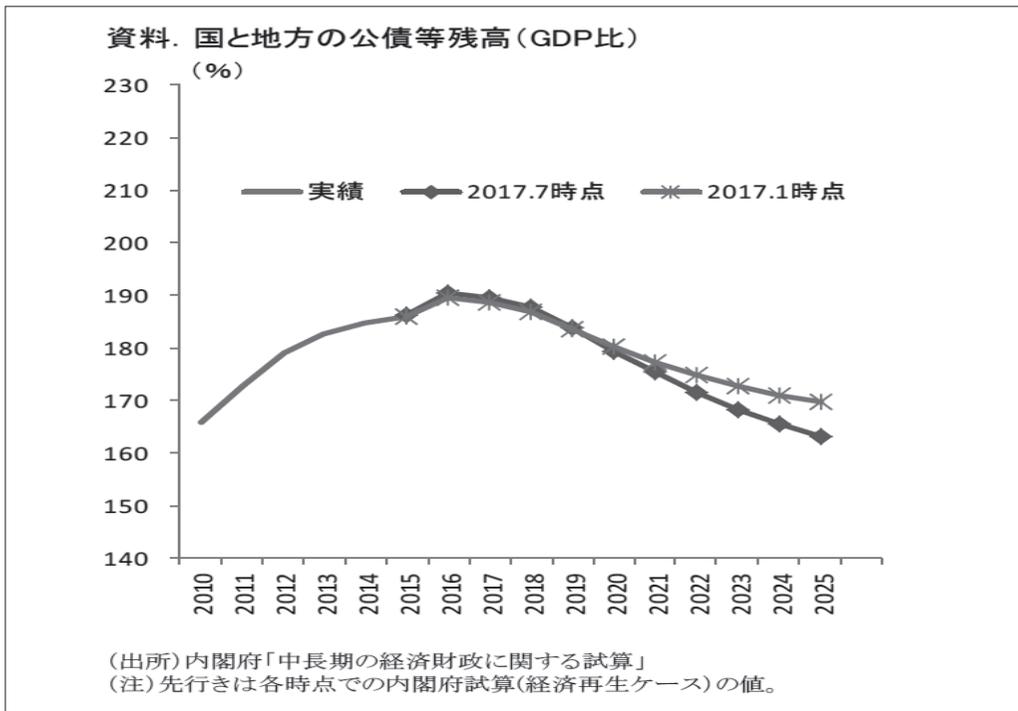
(注2) ただし、2024年度以降長期金利が名目GDP成長率を上回り、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進んでいくことに留意が必要である。

(注3) 消費税の軽減税率制度の実施に伴う減収に対応して、「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年3月31日公布)に基づき確保する安定的な恒久財源について、本試算では、総合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいた。織り込まれていない残りの所要額については、同法において、2018年度末までに歳入及び歳出における法上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

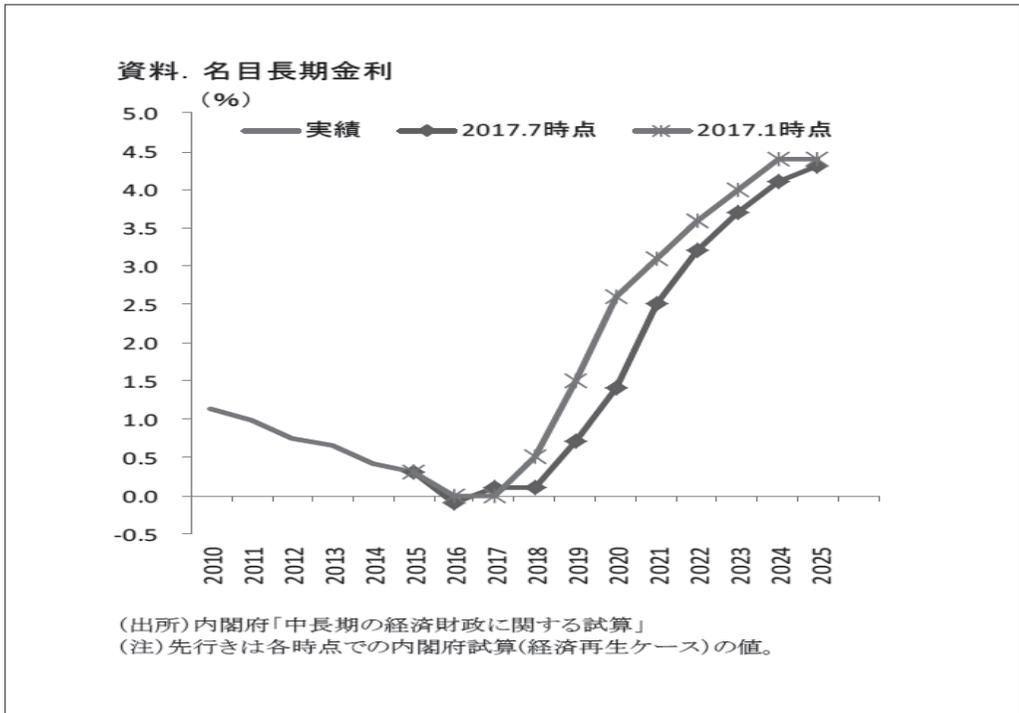
資料7



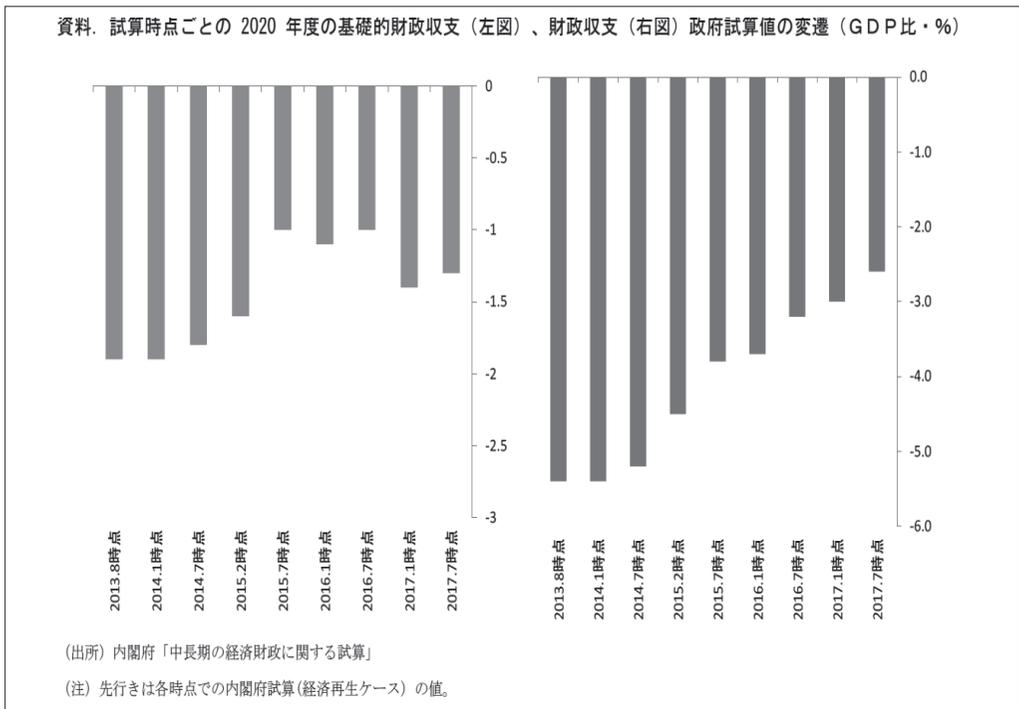
資料8



資料9



資料10



2017年7月の試算

- 2020年度の基礎的財政収支は8.2兆円の赤字(GDP比1.3%)
- 前回試算値(今年1月)8.3兆円(GDP比1.4%)からほぼ不変
- 国の基礎的収支は悪化、地方は改善
- 長期金利の上昇予想が先送り
- 公債等残高GDP比の見込み値も前回から改善
- ただし、この試算は2019年10月の消費税増税を想定

当面の戦略

- (1)2019年10月以降も消費税率は8%で凍結
あるいは
 - (2)2019年10月に予定通り10%に引き上げる
- 財政健全化は歳出削減中心で？
 - 「経済再生ケース」での高めの成長による税収増には限界？
 - 軽減税率の導入で、政治的な支持を拡大する

2020年時点の判断

- 想定通りの健全化目標(均衡達成)が達成できない？

(1)健全化目標の変更

フローの目標(基礎的財政収支の均衡化)

⇒ストックの目標(公債残高対GDPの引き下げ)へ

(2)達成時期の先送り

- いずれにしても、2020年代に入ってから、消費税率の再々引き上げは現実的な課題に

B/Yのダイナミクス

- $\Delta b = (g-t) + (r-n)b$
- 公債残高/GDP比率の変化 ⇔ 基礎的財政収支赤字 + 金利と成長率の乖離

(1)平時

- $r > n$ なので、 $g < t$ でないと $\Delta b < 0$ にならない
- $\Delta b < 0$ よりも $g < t$ が達成しやすい健全化目標になる

(2)非常時

- $r < n$ なので、 $g > t$ でも $\Delta b < 0$ になりえる
- $\Delta b < 0$ が $g < t$ よりも達成しやすい健全化目標になる

出口戦略

- 非常時に日銀に頼りすぎると、平時に戻れなくなる
- 財政の金融ファイナンス⇒出口へのハードルがますます高くなる
- 最後の手段: 物価上昇による財政再建

アベノミクスの評価: いつまで非常時なのか

- (1)積極的な金融政策: 成功するとして、非伝統政策の持続性は? 出口戦略が問題
事実上の日銀による国債引き受け?→金融政策の持続可能性?→ハイパーインフレ(資産バブル)
- (2)機動的な財政運営: 財政再建に高いハードル→2020年以降に財政出動できなくなる?
非常時は持続可能ではない
財政の持続可能性、財政規律の確保が重要
- (3)成長戦略: 規制改革で成長促進は重要、既得権(安心、安全)を克服できるか、これで財政再建の税収が確保できるのか?

シムズ理論：目的

- 増税もだめ、歳出削減もだめという非常時：最後の手段として、物価が上昇して財政が持続可能になるように、財政政策を運営すべき
- ゼロ金利の制約に直面した状況で金融政策が有効性を失う場合、将来の増税や歳出削減で賄うことを前提にした財政健全化政策ではなく、人々がインフレ期待を形成し、実際にインフレが進行する財政運営が望ましい、と考える

シムズ理論：評価

- 財政政策の拡大によって意図的にインフレを起こし、債務の一部を増税ではなく物価上昇で相殺させると宣言することで人々のインフレ期待を高める
- 日本経済のデフレ脱却と債務圧縮のための実験的な政策
- 財政状況の悪化を前提とした非常時の禁じ手⇒放漫な財政運営のデメリットには配慮していない

想定されるインフレ率

- 財政再建必要額＝健全化努力＋インフレ税
- (ア) $1 = 0.5 + 0.5$ なら
- 政府債務の実質額をインフレで半分にする必要がある=>100%のインフレが必要
- (イ) $1 = 0 + 1$ なら
- 政府債務をすべてインフレで紙くずにする=>無限大のインフレ率が必要
- (ウ) $1 = 0.8 + 0.2$ なら
- 政府債務の実質額をインフレで20%削減する=>必要となるインフレ率は $1/0.8 - 1 = 0.25$ =>25%のインフレ

アベノミクスの好材料

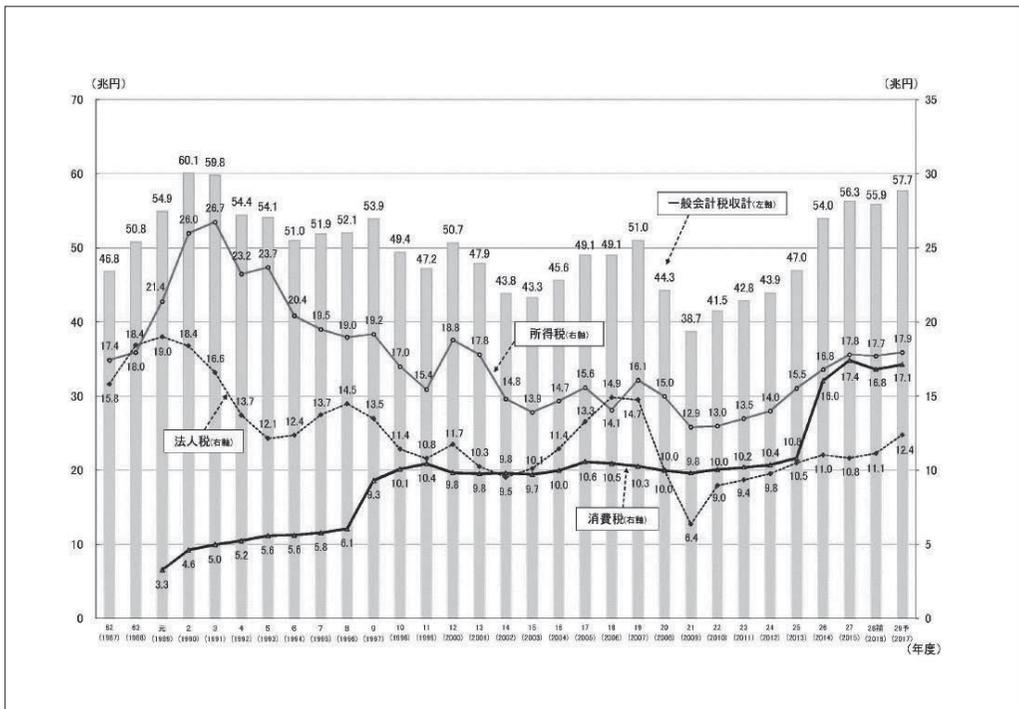
- デフレが20年続いた→これ以上の悪化材料は出ない？→現在よりも将来の方が経済環境は良くなるはず？
- 情報の非対称性: 政府、財務省の情報(財政再建の必要性)が正しく国民に伝わらない→民主党政権交代→非対称性が解消された？

政策決定の視野が長期化する: 参院選、衆院選で圧勝→安倍長期政権への期待

→社会保障制度改革の実現可能性？

アベノミクスリスク

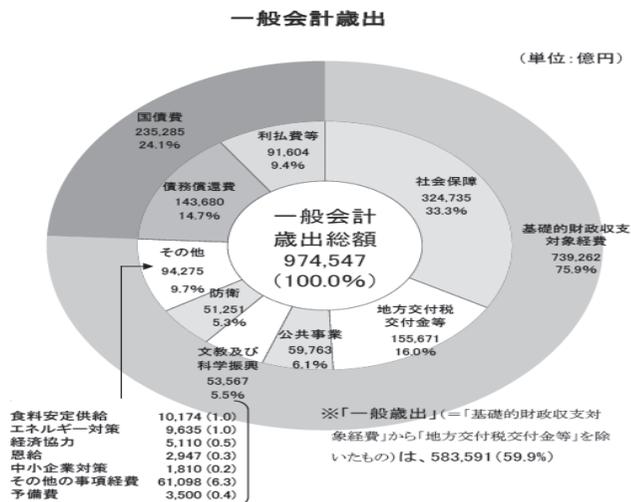
- 安倍総理が憲法、安全保障で前のめり
- 異次元金融政策頼みの限界
- トランプ政権の不確実性
- 安全保障リスク
- 供給制約、コストアップで悪いインフレ
- 自然増収頼みの限界



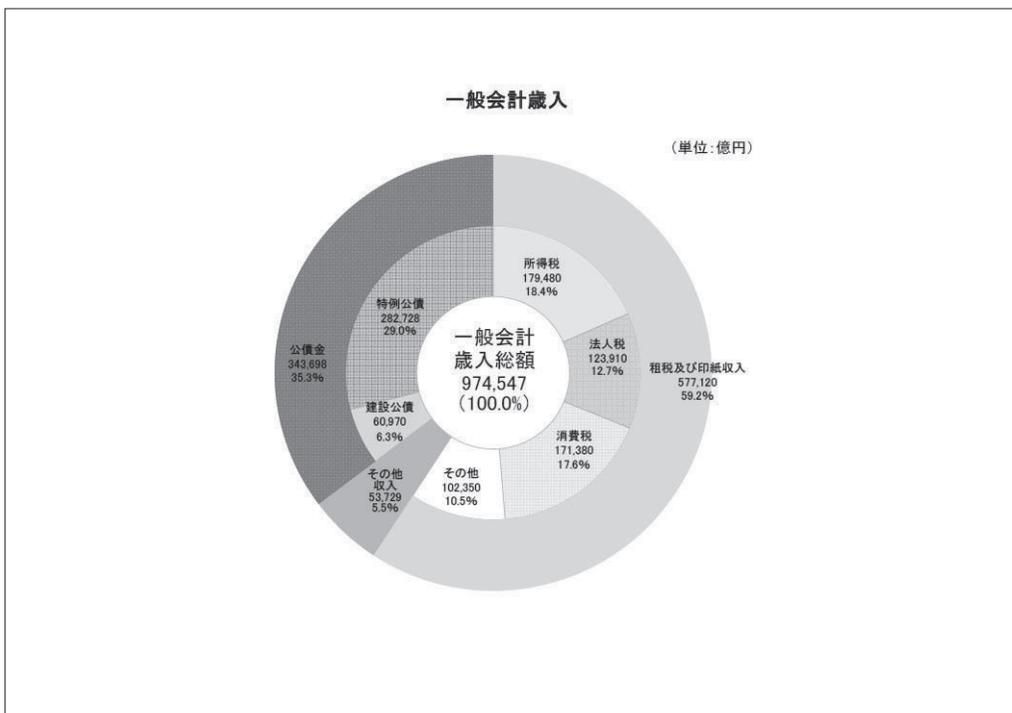
2016年度の一般会計税収

- ・ 当初見込んだ57.6兆円から1.9兆円程度下振れ
- ・ 16年度第3次補正予算案で税収減を織り込み、不足する財源を補うため、赤字国債を追加発行
- ・ 円高に伴う企業収益の悪化で法人税収が想定を下回って推移
- ・ リーマン・ショック後の09年度以来、7年ぶりの年度途中の見直しで、16年度税収は55兆円台後半に

2. 2017年度当初予算案



資料25



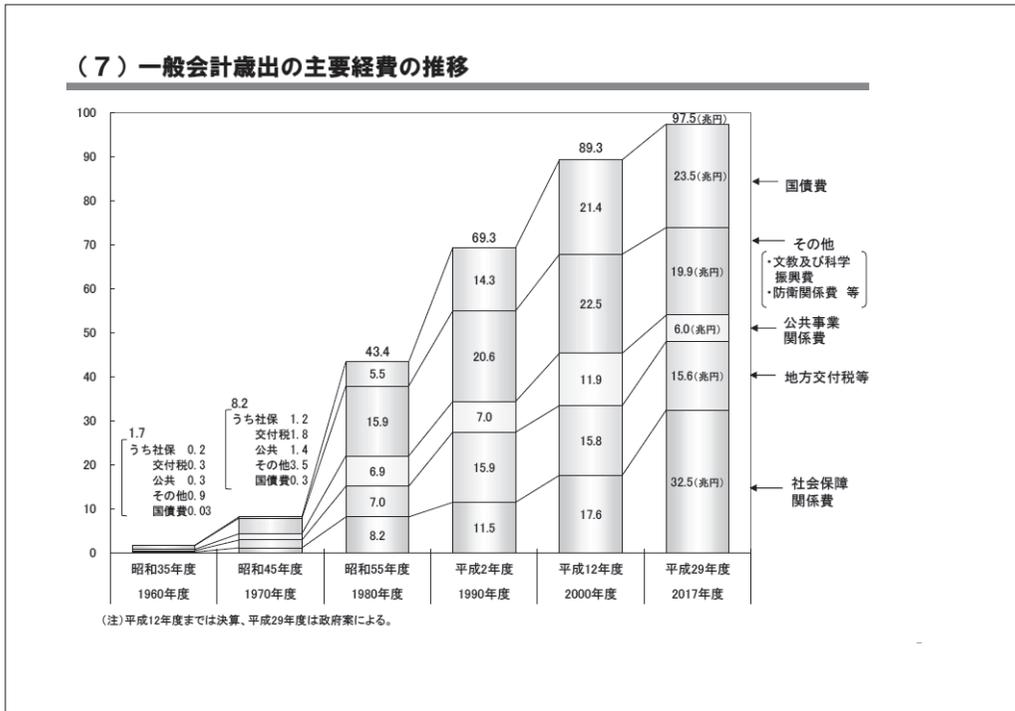
資料26

歳出各分野における効率化等①(「改革工程表」(2016改定版)の概要)

「改革工程表」において、「経済・財政再生計画」期間(2016～2020年度)の改革の方向性や検討・実施時期等を明確化。

歳出分野	主な事項
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> 2016年末までに結論が得られた医療・介護制度改革(高額療養費・高額介護サービス費の見直し、介護納付金の総報酬割導入等)を着実に実施。 引き続き検討が必要な項目(かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担、市販品類似薬に係る保険給付の見直し、生活援助サービス等の見直し等)について、できるだけ早期に検討・実施が図られるよう、関係審議会等における議論も踏まえ、改革工程を改定。 高額薬剤が登場する中、国民負担の軽減等を実現する観点から、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(2016年12月)に基づき、薬価制度の抜本改革を進める。
社会資本整備等	<ul style="list-style-type: none"> コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図るため、立地適正化計画に基づき実施するまちづくりに関連する事業への支援施策の重点化等を推進。 PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォーム形成支援等を推進。
地方行財政改革	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税におけるトップランナー方式について、新たに2業務について基準財政需要額の算定に反映を開始(2017年度)。 自治体クラウド導入による歳出効率化の成果を測定。自治体に対する助言や地方交付税措置による重点的な支援を通じ、全国展開を推進。
文教・科学技術	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の進展や学校の諸課題に関する実証研究等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定に向け、教育政策に関する実証研究を推進。 産学官の連携の深化など、オープンイノベーションの促進に向けた取組等を推進。

資料27



資料28

2018年度予算 概算要求

- 歳出総額の上限を示さない
- 景気に応じて柔軟に予算を組む
- 成長戦略を実施するため4兆円程度の特別枠=>「1億総活躍社会」や成長戦略などに関連した要求を優先的に受け付ける
- 年金や医療などの費用は、高齢化などで自然に増える分までは認める
- 地方交付税交付金は、今年度予算と同水準

3. 財政構造改革の課題

- 財政構造改革:それほど進展していない
 - なぜ進まなかったのか?
 - 政治的な要因が大きい
- (1)政治的不安定性:連立政権では財政赤字が増大する
- (2)選挙区の不平等:既得権の削減が困難
- (3)情報の非対称性:政府、財務省の情報(財政再建の必要性)が正しく国民に伝わらない←民主党による政権交代のメリット

遅れの理由:続き

- ただ乗り:財政構造改革のコストは個人で実感できるが、メリットは国民全体に拡散する
→受益と負担の乖離(将来、他人への転嫁)

シルバー民主主義の弊害

- 将来への負担の転嫁:将来世代は政治的決定に参加できない
→政策決定の視野が短期化する
→社会保障改革の先送り

財政政策のマクロ効果

- 不況期の望ましい財政政策は当初の財政状況にも依存する
 - あまり負債を抱えていない国では、政府支出を増加させる標準的なケインズ政策が有効だが、より負債を抱えている国では、政府支出を削減するのが良い政策である。
- => 非ケインズ効果
- 政策効果は、その国ごとの財政状況に応じて異なる。

政治的バイアス

- 現実の財政運営では、平時の景気循環における不況であったとしても、非常時の底割れリスクを伴う不況＝非常時と判定しがち
 - 真の非常時であっても、政治的バイアスで対策規模が過度に大きくなりがち
 - 実際には、不況期に緊縮的な財政運営や消費税増税を行うのは難しい
- 財政規律をどう担保すべきか？

4. 税制改革の政治経済学

- 消費税増税は有力な選択肢
 - (1) 世代間格差是正の有力な手段
 - (2) 課税ベースが広いから、低税率で一定の税収を確保できる
 - (3) 増税のタイミング効果
- 福祉目的税化の中身が不透明であり、有権者の多くが望まない(既得権化している)福祉(あるいは他の歳出)に税収が無駄遣いされると懸念すると、有権者は消費税の大幅な増税に否定的になる

増税のメリット

- 借金をすることが良いのであれば、増税を先送りすることも望ましい。逆に、これ以上借金をするのが望ましくないのであれば、現在、あるいは、近い将来に増税する方が望ましい。
 - これは、現在と将来のどちらがより経済的に恵まれているのか、あるいは、苦しいのか、という問題でもある。
 - 良い財政赤字: 増税は将来に先送りすべき
 - 悪い財政赤字: 早めに増税して、将来への先送りを回避する
- 判断基準:
- (1) 財政の維持可能性
 - (2) 世代間の公平性

世代間公平をどう考えるのか

- 増税が負担であれば、現在の増税と同時に将来の増税も同様に負担になる。
- ⇒ 現在増税することで、将来の増税圧力を少しでも緩和させるのは、望ましい。
- 高度成長期: 将来世代の方が恵まれた経済環境、財政赤字の負担を将来に先送りしてもよいし、現在世代への増税は、世代間公平から見て望ましくない。
 - 経済成長の低迷期: 人口減少で社会保障の負担も将来世代に重くのしかかる、増税を先送りするメリットはない。

消費税と軽減税率

軽減税率の(政治的な)目的: 低所得者対策が中心

- 食料品の中での範囲設定: 米、生鮮食料品、酒を除く食料品
- 執行上のコスト、税収減、範囲指定の恣意性、再分配効果の曖昧さ

耐久消費財の攪乱効果: 駆け込み需要と反動減

- 住宅や車という耐久消費財に消費税増税する
- 資源配分上の懸念を問題とすべき

消費税と駆け込み需要

消費税率の上昇で相対価格上昇

- 駆け込み需要(ストック可能な消費財で発生)
- 引き上げが終わった段階で、反動の消費需要減
- 消費税率の引き下げでも同様の効果

引き下げ前に需要減、引き下げ後に需要増
引き上げが終わったことが、消費にマイナス
(引き上げそのものではなくて)

中長期的には、相対価格効果は小さくなる

短期的には、景気変動と引き上げ時期を調和させるのが困難

段階的引き上げは、反動を先送りするプラスの効果あり

配偶者控除の見直し

(1)配偶者(妻)の年収上限:103万円から150万円に引き上げ、
パート労働者が働きやすくする

(2)税収中立にするため、本人の年収上限を1120万円とする
←就業形態の選択に中立的にするには、配偶者控除を廃止し
夫婦控除を新設する(政府税調案)

- 税収中立の制約が問題:ネット増税の方がもってもらしい
- 専業主婦に対する年金の優遇制度である第3号被保険者制度を見直すべき
- 配偶者控除を廃止して、その財源は子育て支援に

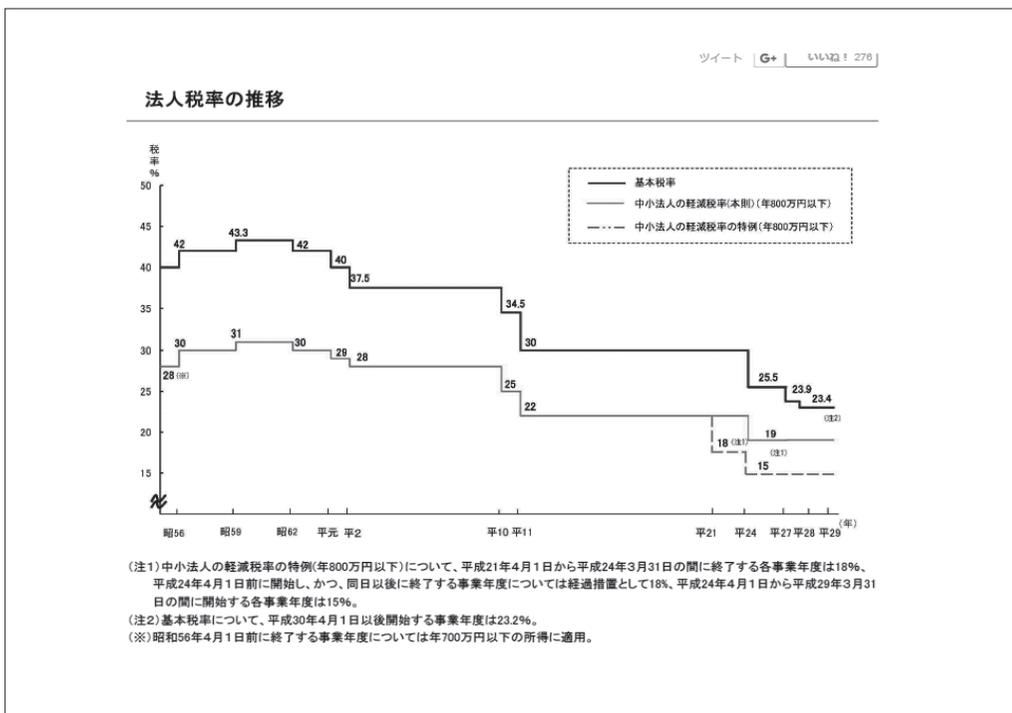
法人税改革

- 課税ベースを拡大するか、政策減税を縮小して、法人税の世界で税収中立を実現しながら、引き下げる
- 課税ベースの拡大は限界？
- 政策減税は効果が大きかった
- 諸外国も政策減税を実施
- 法人税収全体での税収中立は無理か
- 長期的には税率引き下げを進める

法人税率の引き下げ

- 法人税率(国税)の引き下げ
2013年度から:30%→25.5%へ
- 復興特別法人税の創設
2013年度から3年間:通常法人税額の10%が復興特別法人税の額
- 総合すると
2013年度から2015年度:28%
2016年度以降:25.5%

資料41



資料42

地方法人課税の改革

- 地方の法人課税を廃止する？
- 地方の法人課税を国税に移行してから、引き下げる？
- 地方の法人課税を地方消費税に変える？
- 国税の方から先に引き下げる

地方法人特別税

- 2017年から法人住民税法人税割の一部が地方法人税に税源移譲される
 - 暫定的な措置として行われていた地方法人特別税が廃止される
 - 廃止された地方法人特別税は法人事業税に還元される
- ＜＝消費増税延期で地方法人特別税の廃止も延期に

税制改革のあり方

- 法人税(資本所得税)の法定税率はできるだけ引き下げるのが望ましい
- 社会保障改革、無駄な歳出削減で、必要な増収幅を圧縮する
- 人的資本も重要とすれば、労働所得税も限界税率を引き下げる
- 消費税で広く薄く課税して、増収を図る
- 入会金(加盟料)のような人頭税も？

5. 「ふるさと納税」の落とし穴

寄付を受ける自治体: プラス(収入増)

寄付者: プラス(礼品として特産物)

地域特産物の生産者: プラス(販売増)

寄付者の居住する自治体: マイナス(税收減)

国: マイナス(交付税など補助金増)

=> 財政赤字で負担の先送り=> 将来世代: マイナス

印象的な事例

- 佐賀県上峰町議会: ふるさと納税で町の財政が改善したことを理由に議員の手当=「費用弁償」の支給を増額しようとした
- 歳入約80億円に占める割合は約25%以上
- 特産の佐賀牛といった返礼品が人気
- ふるさと納税の寄付者から「議員の報酬のために寄付したわけではない」など80件を超える苦情が殺到
- 議案を提出した議員は撤回

住民税の減収額(2017年度)

- 前年度比1・8倍の計1766億6千万円
- 東京：466億2千万円
- 神奈川：187億6千万円
- 大阪：150億8千万円
- 愛知：128億5千万円
- 寄付は豪華な返礼品を贈っている自治体に特に集中。過熱する返礼品競争の見直しが課題。

改革の方向

- (1) 礼品を禁止する(名目的なお礼のみに)
 - (2) 居住する自治体にのみ「ふるさと納税」できるようにして、他の自治体への寄付は認めない
- 事実上、住民税の用途を納税者が特定できる
 - 「ふるさと納税」の使い道を自治体が複数提示する
- => 「ふるさと納税」から納税者投票へ

納税者投票

- 所得税の使い道の一部を納税者自身が指定する
 - 究極の特定財源、目的税
 - 所得税の納税者：勤労世代
 - 政策当局の競争を刺激
 - 政策の説明責任
 - NPO寄付の財政支援
-
- 確定申告時に「NPO寄付の税額控除」を選択できる

参考文献

井堀利宏

『消費増税は、なぜ経済学的に正しいのか～「世代間格差拡大」の財政的研究～』

ダイヤモンド社 2016年

井堀利宏＝小西秀樹

『政治経済学で読み解く政府の行動：アベノミクスの理論分析』

木鐸社 2016年

税制改革を巡る現状と課題



●参加者（五十音順）

慶應義塾大学法務研究科教授
総務省自税務局長
株式会社日立製作所取締役 租研副会長
財務省主税局長

佐藤 英明
内藤 尚志
中村 豊明
星野 次彦

司会 横浜国立大学大学院国際社会科学
研究院（法科大学院）教授

岩崎 政明

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編1頁～71頁」に掲載されています。

はじめに

(岩崎) ご紹介いただきました、横浜国立大学の岩崎政明でございます。法科大学院で租税法を担当しています。本日の司会を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、世界の税制改革の動向は、米国トランプ大統領の改革方針がなかなか決まらず、またEUにおいてもイギリスの離脱交渉がうまくまとまらないということから、不明瞭さを増してきています。さらに、経済の方も新興国の景気悪化やテロなどの影響を受けまして、将来的な不安が増してきているという状況にあります。

これに対しまして、日本国内の経済の方は、昨今の企業の業績改善や雇用・所得環境に改善が見られまして、安定的な成長が報道されています。とはいえ、将来的には少子化による生産年齢人口の減少や高齢化、そして社会資本の老朽化に対処するため、財政支出が増大するということが予想されていますので、平成29年度税制改正におきましても、国税及び地方税両面にわたりまして税体系全般にわたるオーバーホールが着実に進められつつあるところであります。

本日は、このような税財政の構造変革期における現在の取り組み状況につきまして、財務省星野主税局長、そして総務省内藤自治税務局長をお迎えしてご説明いただき、これに対して租税法の専門的立場からは佐藤教授に、また企業活動の現実的観点からは中村租研副会長に、それぞれご意見を開陳していただきながら討論を進めさせていただこうと思っています。

進行に当たりましては、前半と後半2つに分けて、まず前半においては国の税財政につきまして星野主税局長からご説明いただいた上、これに基づいて佐藤教授と中村副会長からご意見を頂き、その後、星野局長からそれに対するお答えを頂くということにいたします。その後、後半におきまして、内藤自治税務局長から地方



税財政につきましてご説明いただきまして、それに対しまして同様に佐藤教授と中村副会長からご意見を頂き、その後にご回答いただくという手順を進めさせていただこうと思います。

それでは、早速まず国の税財政に関する中長期的課題、そして現下の税制改革の動向につきまして、星野主税局長からご説明をお願いいたします。

I. 税・財政の現状と課題

(星野) 岩崎先生、ありがとうございます。ご紹介いただきました主税局長の星野でございます。租研の関係の皆様におかれましては、日頃より税制、また税務行政全般にわたりまして、様々な形でご指導ご支援いただいているところでございます。冒頭、まず、前もって御礼を厚く申し上げます。ありがとうございます。

本日のテーマに基づきまして、まず私の方から「税・財政の現状と課題」という資料に沿いまして、概括的な説明をさせていただきたいと思っております。

1. 最近の経済情勢

冒頭の資料②～⑧が現在の経済状況についての資料でございます。岩崎先生からもお話がございましたとおり、経済は大変好調な状況でございます。資料②は、現在の安倍政権が発足前と現在と比べてかなり経済指標が良くなってい

るということを概括的に付けたものでございます。

次に資料③を見ていただきますと、景気循環で見ても、事後的な検証を待つ必要もございますが、現在のこの景気拡張期間は史上第2位ということで、いざなぎ景気と並んで57カ月続いているということでございます。

資料④でございますが、先般発表になりましたGDPの成長率を見ても、6四半期連続でプラスが続いてまして、改定で若干下がりましたものの、年率2.5%が直近の数字でございます。例えば消費についてもかなり好調に伸びていますし、最近は公需も出てきているということで、こうした好調な景気の局面がうまく回っていくことを引き続き期待しているということでございます。

世界経済を見ましても今のところはかなり状況が良いわけですが、何といたっても雇用・賃金の状況が好調でございます。資料⑤を見ていただきますと、有効求人倍率は1.52倍となり、史上初めて全都道府県で1倍を超えていますし、賃上げにつきましても4年連続でベースアップが図られました。また、総雇用者所得の伸びを見ましても直近2.1%ということで、雇用者数の増加や賃金の伸びを受けて、全体の所得が伸びているということがうかがわれるわけでございます。

また、こうしたことを背景に、企業収益は大変好調でございます。資料⑥を見ていただきますと、企業の収益は大変に伸びているということでございます。ただ、欲を言いますと、設備投資についてかなり順調には伸びてきていますが、伸びが若干鈍化していることや、労働分配率についてもかなり低い水準になってきているといったようなことが指摘されています。

また、ここ最近ずっと議論になっていますが、企業の内部留保、これ自体が非常にたまってまして、これについて例えばもう少し国内の投資や賃金引上げに回らないのかといったような指摘もありますし、現金・預金が増えて



きているということについても議論がございます。

この点については、企業の方も、例えば海外のM&A資金ですとか投資有価証券という形で内部留保を確保されているというご意見もありました。こういうことも含めて、税制についてどう考えていくかというようなことも議論になっていくかと考えています。

今の経済状況自体は非常に良い状況ですが、もちろん課題がございます。まず、資料⑧をご覧くださいと、GDPギャップの推移ということでございます。これまでずっと供給過剰の課題、需要不足ということが言われてきたわけですが、人手不足ということを背景に供給過剰の課題が解消に向かっていきます。GDPギャップがむしろプラスということで、ギャップが解消されてきているということが見て取れるかと思えます。政策面で考えますと、マクロ的な需要の追加ということではなくて、供給力を高めていく、生産性を上げていくための構造改革がむしろ政策的にはこれからますます必要になってくる局面だということが言えようかと思えます。

人手不足の話について、資料⑨を見ていただきますと、いわゆる生産年齢人口につきましても、左側のグラフの真ん中の点線ですが、1990年代の半ばから減少傾向に入っています。しかし、最近の労働力人口を見ますと、横ばいなしは若干の増加ということになっています。

この内訳を見てみますと、資料⑩の右側のグラフです。例えば就業者数は、ここ4年ぐらいで185万人増えているわけですが、お年寄りと女性の雇用者・就業者数が増えているということで、生産年齢人口の減少をここでカバーしているということでもあります。雇用形態で見ていただきますと、非正規の形でかなり増えてきているということですが、今後さらに生産年齢人口の減少が見込まれる中で、こういう形で労働力のカバーをしているわけですが、それもやはり限界があるわけですが、人手不足に対してどのように構造改革をし、対応していくのかということが課題になっていくというのが1つでございます。

次に、資料⑪、資料⑫を見ていただきますと、わが国の労働生産性でございます。最近、日本企業の収益力、労働生産性がかなり高くなってきているのは事実でございます。ただし、諸外国と比べてまだまだ低い部分がありまして、その差がなかなか諸外国と縮まらないということでございます。

あと、総労働時間と労働生産性の関係を見ますと、逆相関といいますか、負の相関関係があると言われております。こういったことを背景に、或いは働き方改革によって生産性を上げていく必要があるということが1つの大きな政策的な課題ということが言えようかと思っております。

それを踏まえまして、資料⑬から働き方改革の話でございます。本年6月に閣議決定された、いわゆる骨太の方針でこの点についても触れられていまして、下線のところを見ていただきますと、「雇用・所得環境が改善する一方、日本経済は、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えている」と記載されております。これに対して今取り組んでいます働き方改革は、潜在成長力の底上げにもつながる第三の矢・構造改革の柱となる改革でありまして、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る成長と分配の好

循環の構築にもつながるということで、働き方改革による構造改革を進めていくという問題意識が骨太の方針にもはっきり書かれているわけでございます。

本年3月には働き方改革実行計画の中で、この働き方改革のメニューはいろいろありますが、各般のメニューを取りそろえて今後実行していくということが決められたわけでございます。

今後の構造改革としては、大きく2つの柱が考えられるわけでございます。資料⑮を見ていただきますと、今申し上げました人材への投資を通じた生産性向上ということが骨太の方針に書かれています。例えば働き方改革、人材投資・教育と財源確保の問題や消費の活性化といったようなことがまず1つの大きな柱として考えられるわけでございます。

それからもう1つの柱が、未来投資戦略でございます。これも骨太の方針と一緒に本年の6月に閣議決定されたわけですが、いわゆるSociety5.0の実現ということでありまして、5つの戦略分野に当たって、例えば、IoTやビッグデータ、AIなどを使ってイノベーションを取り入れていき、それによって課題を解決していく社会を目指そうということでございます。こういうSociety5.0の目指すべき戦略分野と併せて横割りの課題ということで、例えばデータの利活用の基盤・制度の構築、規制の「サンドボックス」の創設、規制改革・行政手続の簡素化等々の課題が載ってございまして、これらの人の話と未来型のこういった投資を進めていくということが、2つの大きな政策課題としてあるということでございます。

2. 財政健全化をめぐる状況

こういうことを踏まえた上で、日本の直面している構造の問題の1つ、最大の問題の1つは、やはり財政問題だということが言えようかと思っております。資料⑰以降、数ページにわたりまして、財政の現状の資料を載せています。財政が悪化している状況、それから、その要因である社会

保障給付費の増加に伴う公費負担の増加を解決するために、これまで社会保障と税の一体改革を進めてきましたし、消費税率の二段階の引上げ、また子ども・子育てに対して消費税収を充てていくような枠組みを決めたということについて、資料に載せているわけでございます。

資料②をご覧ください。今後の財政について、若干数字を見ていただこうかと思えます。これまで何度か目に触れたことはあろうかと思えますが、これは内閣府が出していますいわゆる中長期試算でありまして、本年7月に発表されたものでございます。これには、経済運営がかなりうまくいった経済再生ケースと、足元、潜在成長率並みで将来にわたって推移した場合のベースラインケース、2つのケースについて経済シナリオを置いています。経済再生ケースというのは、大体3%の後半、平均すると名目3.8%ぐらいの成長が続いていくという前提でございしますが、そういう状況が続いたときに、2020年のPB黒字化という目標も含めて、財政がどのようになるかということ試算したものでございます。

資料②にございます右下の折れ線グラフのうち、上の線で示されているのが経済再生ケースでございますが、これは経済が非常にうまくいった前提で、2020年のPB黒字化にはまだ8.2兆円のギャップがあるということがこの表から見て取れるかと思えます。これは、先ほど申し上げましたとおり非常に好調な成長を続けるということ、消費税率が2019年10月に10%に引き上げられるということ、加えて軽減税率がそのときに実施されるわけでありまして、その財源としては総合合算制度の分の4,000億円分は既に織り込まれているということが前提になっています。このようになかなか好調な税収が入ってくるということを前提としましても、なかなか厳しい状況であるということがこれから見て取れるわけでございます。

また、2018年度は経済・財政再生計画の集中改革期間の3年目ということございまして、

集中改革期間の最終年ということでもあります。今年予算編成では、例えば医療や介護の報酬改定がございまして、歳出面にとっても例年にも増して非常に大事な年でございます。2019年10月の消費税率引上げを着実にやっていくためにも経済環境を整えていく必要があります。そういった議論をこれからやっていく上で、今申し上げた歳出をいかにうまく効率化できるかという話、それから経済成長に伴って税収もある程度増えていきますので、そういうこともある程度見極めた上で中間整理を行い消費税率引上げを着実にやっていく中で、2020年の展望をしていかないといけないと考えています。

最大の財政の問題についてはやはり消費税でございますので、そういった議論がこれから行われていくということでございます。これに関連して税収等について見ていただこうと思えます。

資料③をご覧ください。これまでの税収の推移のグラフでございます。棒グラフで示されているのが全体の税収、その下の折れ線グラフが所得税、法人税、消費税の3税目についての税収の推移を示しているものでございます。リーマンショック後、かなり順調に税収は伸びてきました。特に景気回復局面で法人税等の税収が伸びてきたのと、消費税率の5%から8%への引上げによって税収が伸びているということでございます。比較的順調に税収が伸びてきています。若干特殊要因もありまして、28年度については27年度よりも税収が落ちていますが、今後の税収についても、今の経済状況が続けば、税収についてはそれに比例して増えていくということをご予想しています。

先ほど見ていただきました経済再生ケースとベースラインケース、それぞれの今後予想される税収が、右側に2本の棒グラフで示されています。仮に経済運営がうまくいった場合には、この右側の薄い色の棒グラフから左側の濃い色の棒グラフの方にできるだけ税収が近づいていくということになるわけでございますが、そう

いった経済環境をこれからも続けていけるように何とかしていくことが課題だということであります。

これに関連しまして、成長率と税収との関係について、いわゆる税収弾性値が非常に高いのではないか、したがって経済成長すればそれをかなり上回る税収が入るのではないか、といったような主張がなされることが一時期ございました。資料⑭から資料⑯にかけて、その点についての資料を付けさせていただいています。

結論として申し上げますと、消費税や法人税というのは、結果として経済成長にほぼ平行な形でしかその税収が入ってきません。法人税については、一時期景気回復をするその局面の数年間だけは赤字法人から黒字法人に変わったり、繰越欠損金がなくなるような過程ではそれまで法人税を納めていなかった企業が納めるようになったりということで、不連続に税収が増えるという局面はないわけではありません。しかし、ある程度成長が続くような局面が続けば、今申し上げたように、経済成長と税収というのはほぼ平行に税収弾性値は1に近い形で伸びていきます。

唯一所得税だけは累進税率になっていますので、1を超えた率になるわけですが、これも昔に比べれば累進構造がかなりなだらかになってきていること、それから昔よりは消費税のウエートが大きくなってきているということで、税収全体で見えますと弾性値はほぼ1に近い形になってきていると考えるのが妥当でございます。これからの財政の推移を考えるに当たっても、そういった税収弾性値がものすごく伸びるというような、ある意味制度にそぐわないような仮定を置いて考えるというのは慎まないといけないのではないかと考えています。

次に資料⑰、資料⑱をご覧ください。個人消費との関係を見ますと、消費税率引上げに伴って消費が非常に低迷したということが指摘されました。これは、昨年GDP統計の基準の改定が行われたわけですが、改定前の数

字で議論するのと改定後の数字で議論するのはかなり見え方が違うということでございます。資料中の折れ線グラフのうち、17年基準の方のグラフが基準の改定前の消費支出の推移を示しておりますが、こちらを見ますと、名目と実質のどちらも確かに消費税率引上げ後にもものすごく低迷し、横ばいしないしはマイナスになっています。一方、基準の改定後である23年基準の方のグラフを見ますと、必ずしも消費税率引上げをまたいで消費がものすごく悪くなったということではありません。もちろんそんなに伸びていないところもありますが、それでも消費税率引上げを挟んで比較的消費は回復してきているということが言えるわけでございます。そういう意味では、そのファクトに基づいて政策判断をしていく必要があるかと思えます。

消費の関係でもう1つご指摘しておきます。資料⑲をご覧ください。最近将来に備える意識と申しますか、将来不安のために消費を抑える傾向が、特に若年層を中心に見られるということでございます。例えば右側のグラフを見ていただきますと、29歳以下のところで年を追うごとに消費性向が低下しているというような傾向が見て取れます。これも、今後、社会保障制度や消費税率引上げを巡ってやはり考慮に入れていかないといけない点と考えています。

最後に、財政関係で若干トピックス的なことを申し上げます。資料⑳をご覧ください。最近、政府が出している国債を日銀がどんどん買い入れているということがあります。それで、日銀と政府のバランスシートを統合してみると、同じ公的部門なので、日銀が買い入れた国債については相殺できてしまいます。そうすると、日本の財政というのは大丈夫になっているのだというような指摘をされる方がいらっしゃいます。その点については、日銀のバランスシートの見方についてやや誤解、ミスリードなどがあると考えています。日銀のB/Sについて、例えば日銀券ですとか当座預金は全て日銀の負債になります。例えば、金本位制みたいなことを

考えますと、日銀は銀行券を出して日銀の持っている資産といつでもある意味交換できるからこそ、日銀券というのはその信用力を持って通用しているわけであります。ある意味、日銀にとってみれば、日銀が持っている資産との引換券みたいな意味なので、それは日銀にとって負債なわけであります。日銀券にしましても、当座預金にしましても、いずれも負債であります。

従いまして、日銀が政府の国債を買い入れて代わりに日銀券や当座預金を出しているという状況を考えますと、国債の部分については確かに相殺できるわけでありますが、その分日銀の負債が膨らんでいるわけでございまして、トータルとして国と日銀を両方統合して見るというのは、それはそれで日銀が財政問題に巻き込まれているということを見る意味では統合して見られるのかもしれませんが、トータルとして見ました国と日銀の最終的な負債超過額は変わりません。何ら変わらないので、それでもって公的部門の財政問題が楽になっているとか、クリアされているということには、決してならないということであります。最近、そういったややミスリードな議論がありますので、補足してご説明したところであります。

3. 最近の税制改正

税制の話でございますが、最近の税制改正につきましては、資料⑮に安倍政権ができて以降の主だった税制改正の事項を載せています。これまではデフレ脱却・経済再生ということに重きを置いてきましたが、3年目以降はどちらかといいますと抜本改革と申しましょうか、構造改革を税制上も進めています。その1つの例が、いわゆる成長志向の法人税改革でございます。課税ベースを拡大しながら法人実効税率の引下げを行い、これによって企業になるべく稼ぐ力を持ってもらおうという方向に政策のかじを切っていくということで行っています。

また、所得税改革についても、俎上に載せて議論を行っているということであります。

法人税改革の考え方につきましては、資料⑳と与党の税制改正大綱の考え方を載せているところがございます。ここに書いてありますとおり、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へ改革することによって、稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減することによりまして、企業に対して収益力拡大に向けた前向きな投資、継続的・積極的な賃上げが可能な体制への転換を促すという狙いを込めて、法人税改革を行ってきています。この結果として、日本の法人実効税率はヨーロッパの先進国、ドイツとほぼ同じぐらいの水準まで下がってきているということがございます。

もう1つが、所得税改革を行ってきているということがございます。これは、先ほど申し上げました人手不足がだんだん深刻化してきている中で、働き方の自由度を高め、また所得再分配機能の回復にも着目して行っている改革でございます。配偶者控除等の見直しを29年度の改正で行ったということがございます。

4. 税制の構造改革

所得税改革の考え方につきましては、資料㉑、資料㉒をご覧ください。本年の骨太の方針の中でも、「個人所得課税については所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める」と書いてございます。大きく所得税改革の考え方は3つほどに分けられるかと思えます。昨年の与党の税制改正大綱を資料㉓に載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

1つは、この四半世紀に起こってきている経済社会の構造変化の中で、例えば若者を中心として、若干所得水準の低下が見られます。そういうことを背景として、晩婚化ですとか、少子化が進んでいます。従いまして、若い人に光を当てるという意味も含めて、所得再分配機能をもう少し高めていくのがいいのではないかという論点が1つです。

それから、働き方がものすごく変わっていく中で、今の所得税の構造がどちらかという所得の種類に応じて所得計算上の控除がまちまちになっています。これをもう少し横断的な制度に切り替えていくことによって、働き方が変わっていくことに所得税として対応していけるようにしようという話が第2の論点です。

最後に、第3の論点が、これからは公的年金がそれほど伸びない中で、老後に向けた資産形成を各個人が行っていくに際して、それに対応する税制について、今はかなり金融商品間ですとか、私的年金の種類に応じて税制がまちまちになっているわけですが、そういったものをなるべく横断的な制度に変えていこう、それでもって老後に向けた資産形成を安定的に後押ししていこうという3つの論点が大きな論点でございます。

29年度の配偶者控除等の見直しについても、今申し上げました3つの論点の1,2にある程度対応して決めたわけですが、最近の国の働き方改革の議論の中で、本年の秋以降特に議論を深めないといけなと考えていることについては、資料④以下の話でございます。働き方の多様化について、対応していく必要があるかと考えています。

最近皆様方がよく耳にされるのが、シェアリングエコノミーとか、クラウドソーシングといったことでして、大きく働き方の環境が変わってきています。これまで個人ベースで自分の持っているものとかスキルとか、車だとか場所だとかそういったものについて、それらのニーズがどこにあるかということは個人ベースではわからなかったわけですが、こういったプラットフォームが作られることによって、どこにニーズがあるか、コンピューターを通じて把握でき、ネットを通じて提供でき、なおかつ簡単に決済もできるという技術革新が格段に進んだということでございます。

そういう中で、個々人がある程度こういうことを利用して、例えばサラリーマンでも週末を

利用してそういった起業を行うとか、事業を行ってみるとか、女性で言いますと子育ての傍らスキルを持っているなら、これを多少そういったマーケットに出してみようかといったような人が出てくるということでもあります。

また、会社側からしてみましても、クラウドソーシングで不特定多数の人にある程度会社の中の業務を外注できる、かなり簡単にできるというようなことになりますと、正社員の雇用をある程度抑えた上でこういったクラウドソーシングによって仕事をしてもらう人を見つけるといった環境にこれから変わっていくということでもあります。こういうことも踏まえて転職しようというような人も増えるでしょうし、また、1カ所にずっと勤めるのではなくて、会社を変わっていくときにその変わるちょうど端境期のときに例えばこういう働き方でつないでいくというようなことも起こるでしょう。

恐らく働き方が非常に変わっていくわけですが、こういった変化を念頭に置いたときに、今の所得税というのはやはり若干古く、対応しきれていない部分がございます。

例えば、資料⑤以下を見ていただきますと、1つは諸外国と比べて所得税、個人所得課税の負担率がまず低いという問題が日本の場合がございます。これを見ていただきますと7.8%ということで、欧米10%台に比べて低いわけがあります。この理由は、1つは税率が低い部分がかかなり多いというのがありますが、あとは課税ベースが控除によって大きく浸食されています。特に給与所得控除が諸外国に比べて非常に大きいということが言えようかと思います。

資料⑦を見ていただきますと、所得計算の方法として今の所得税というのは収入の種類が区々に分かれていまして、例えば給与収入ですと給与所得控除という大きな控除があり、公的年金であれば公的年金等控除という控除があります。こういった働き方の種類が違うときに、適用になる控除がかかなり区々に分かれていまして、これらをもう少し東ねて考えることができない

か、むしろ人的な控除の方にシフトさせることができないかというのが1つの問題意識であります。

資料④をご覧ください。給与所得控除を見ていただきますと、各国に比べてかなり日本は大きいものになっています。これは、実際のサラリーマンが支出している年間の支出額に比べて、かなり大きなものになっています。

それから、公的年金等控除につきましては、65歳以上の方は120万円の控除の上乗せが認められているわけですが、これから定年になって以降も、先ほど言った環境変化の中で年金をもらいながらさらに自分でお仕事をされる方も増えていくと思います。そういった年金以外の所得がある場合に、公的年金等控除をどうしていくか、これだけ大きな控除を認めていいかどうかというようなことが議論になります。また、退職所得の在り方を見ますと、今の退職所得というのは実は1カ所で長いこと勤めるようなタイプの働き方がある程度念頭に置いたような制度になっていまして、これについてもどうしていくかというようなことが制度上は問題になろうかと思えます。

今申し上げた多様な働き方を踏まえた所得計算の仕組みですとか、働き方の変化を踏まえた退職所得ですとか、公的年金等控除の在り方とか、さらに問題になるのは、こういった働き方が変わっていく中で所得把握をどのようにやっていくのかということでもあります。これまでのように会社を通じてということではなくて、個人個人のレベルで仕事の請負を行うというようなときに、そういった情報をどのように把握していくのかということが課題になるわけでございます。そういったことについても、個人所得課税を考えるもう一方の制度上の対応として、納税環境なり、所得把握の仕方ということを考えていく必要もあろうかと考えています。

5. 納税環境整備に関する動き

資料⑤をご覧ください。納税環境整備に関し

ましては、こういった個人の所得の話と併せまして、例えば法人に関する納税環境みたいなことも併せて考えていく必要があろうかと思っています。本年の骨太の方針で、グローバル化やICT化が急速に進展する中で、納税者利便を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するために、制度、執行体制の両面からの取り組みを強化するということがうたわれています。キーワードとしては、納税者の利便性の向上、それと適正・公平な課税と両方を追求していくということかなと思っています。

近年、納税環境の整備につきましては、ICT化の活用を通じて、手続の合理化・簡素化を考えていく必要があるということで、例えば規制改革推進会議の中で行政手続のコストを20%以上削減していこうというようなことが今年議論されました。そういう中で、税制の手続についても、例えば法人税などに関しては大法人について電子申告を義務化していったらどうかといった議論などが出てまいりました。

資料⑥を見ていただきますと、問題意識と検討の視点ということで書かれていますが、高度情報化社会に対応した納税環境の整備ということで、納税に関してICTの更なる活用を通じて、手続の合理化・簡素化を進めて、納税者にとって利便性の高い納税環境を整備する必要があります。例えば電子申告の利便性向上と普及促進であります。あと、日本の場合は韓国やドイツと並んで年末調整が行われていますが、年末調整事務の電子化をさらに進めていくというようなことが必要かと考えています。

さらにその下、働き方や収入の稼ぎ方の多様化への対応ということで、これも税制全般に対する国民の信頼を確保する観点から、所得税のあり方を、先ほど申し上げたような検討を進めるとともに、適正運用を確保するための手続のあり方について検討することが重要ということでございます。

今申し上げたいろいろな環境変化については、

各国ともいろいろと頭を悩ませて検討しているところでありまして、政府税調などでもそういった実態の報告を行いつつ、今後各国の制度も参考にしながら、日本でこういった納税環境、納税の手続制度の整備を図っていくかということについて、この秋、さらに議論を深めたいと考えています。各国の制度のあらましについては概要を資料⑤に参考で載せさせていただいているところがございます。

6. 国際課税

国際課税につきましては、BEPSプロジェクトが進んでいます。これは一昨年10月にBEPSの最終報告書が出されまして、各国がそれに基づいて国内の法制化を進めているところがございます。29年度改正では外国子会社合算税制について制度の整備を行ったわけでありまして、今年につきましては、6月にいわゆる多数国間条約であるBEPS防止措置実施条約に我が国も署名しております。資料⑥を見ていただきますと、その概要が載っています。BEPSの最終報告書ではいろいろな勧告を行っているわけですが、このうち租税条約に関する勧告を実施するためには、租税条約を個別に改正する必要があります。しかしながら、租税条約は全世界で3,000本以上あると言われていまして、個々の租税条約を改正するのは非常に大変です。

一方、この多数国間条約によれば、加盟した国は、自国の租税条約のうち、どの租税条約についてこの多数国間条約を適用するかとか、それからどの措置を適用するかということを各国が任意に選択でき、各租税条約の両締約国の選択が合致した場合にこの多数国間条約の規定が適用されることとなります。そのため、各租税条約を個別に改正しなくても二国間で行う租税条約の改正と同じ効果をもたらすことができる画期的な条約であると言えます。

BEPSプロジェクトには15個の行動計画がありますが、その中の行動2、6、7、14の最終報告書に含まれる租税条約に関する勧告がこの

多数国間条約の対象になっています。今後の検討課題としましては、行動7「人為的なPEの認定回避」が特に重要であると考えています。従来PE認定されなかった場所ですとか代理人PEについて今回この条約の関連で勧告がなされていまして、例えば、従来は保管や引渡しのためだけに使用される場所というのはPE認定されなかったわけですが、実際にその活動が準備的・補助的な性質のものでなければPE認定できるといったようなPEの概念を見直すということや、代理人PEの範囲を拡大するということが盛り込まれています。このような点を中心に、今後は国内の法整備を進めていきたいと考えているというのが、国際課税関係の1つでございます。

7. 米国の法人税改革

最後に、法人税の関係でこれから影響がありそうな話としまして、アメリカの税制改正の話があります。資料③以降に若干資料を掲載させていただきました。これはもともと税制改革の中身、例えば国境調整措置なども含めて日本の企業が増税になるのではないかということで大変心配されていまして、結果的には国境調整措置は取らないということが本年7月に政府の方から発表されました。最新の状況としては、資料③に記載しております。トランプ大統領が8月30日に演説を行いまして、今アメリカの法人税率は35%ですが、これを理想としては15%まで引き下げたいということを言った上で、基本的には議会の方できちんと検討してほしい、取り組んでほしいということで、議会の方に球が投げられたということになっています。

ただし、今申し上げた国境調整措置でもってある程度財源が出てくるのではないかとされていた話、それからいわゆるオバマケアの見直しによって出てくると言われていた財源の話、そういったものが難しい状況になってきていますので、議会の方の検討次第ではありますが、どれぐらい実際に財源を得て法人税、また所得

税等の税率引下げが提案されてくるかということについては、まだまだ予断を許さない状況であり、関心を持って見守っているというところでございます。これが仮に何らかを引き下げるといった話になったときに、各国にどのように影響するかということは、今後のある意味予断を許さない点かなと考えています。

私からは以上でございます。ありがとうございます。



(岩崎) 星野主税局長、ありがとうございます。それでは、続きまして、佐藤教授から、租税法の観点からご意見を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

II. 税・財政の現状と課題への意見

(佐藤) 慶應義塾の佐藤英明です。どうもありがとうございます。星野局長、大変多くのデータや情報を簡潔にまとめてくださりまして、ありがとうございます。大変勉強になりました。国税に関しては、総論的に3点申し上げたいことがございます。

〔個人にかかわる税制の全体像について〕

まず、これから個人に関わる税制がどういう全体像になるのだろうかということを考えますと、今後税収における消費税のウエートが増えていくということは不可避です。他方、比例税率で、かつ、担税者の人的事情を考慮することができないという消費税の性格を考えますと、国民の皆様の負担としては、まず消費税で薄めに広く負担していただき、その上でいわばその上に乗る感じで、所得税で担税力の比較的大きな納税者に比重を置いて追加的な負担を頂き、そういう構造を相続税と贈与税が補完するというような将来像になるのではなかろうかという

ように、私は考えています。

〔所得税の累進度について〕

第2点ですが、そういう所得税の位置付けを考えましたときに、所得税の累進度を維持していくということは税制の公正さを保つ上で極めて重要な論点になろうと思っております。税調に出しておられました資料を拝見しますと、現在の所得税では約4,900万人の納税者のうち、58%が最高税率5%、それから16%が最高税率10%の適用ということであり、20%以上の最高税率が適用されているのは所得税の納税義務者のうちで約16%にすぎないという状況であります。所得税の累進度という観点から見たときに、当局がこの点をどのように評価しておられるのか、大変興味のあるところであります。

〔人的控除のあり方について〕

総論の第3点として、先ほどのお話でもお触れになりましたが、29年改正で配偶者特別控除が拡充されるとともに、配偶者控除が消失控除化された点が重要だと思っております。人的控除は税額控除とせず、所得控除で維持するべきであり、また一定の人的控除は消失控除化して所得税の累進度に資する構造にすべきであるということはおかねてから考えていましたので、その意味では適切な改正であると評価しています。また、今回の改正で消失が開始する合計所得金額900万円というのは、概ね最高税率20%、先ほどの

上位16%ぐらいであろうと推定していますので、現在の税率表の累進度が前提となるのであれば、その水準もおおむね適正であると言えようと思います。

今回の改正は、2つの方向から見ることができますが、消失控除という点で所得税の累進度の維持という観点から拝見すると、次は基礎控除などの人的控除に消失控除の仕組みを取り入れていくということが考えられようかと思えます。他方、今回の改正を在宅配偶者、多くは女性であったわけですが、在宅配偶者が家庭外で収入を得る仕事をする、そういうことに資するものだという観点から見れば、在宅配偶者の就労を後押しするという観点から、消失型の勤労配偶者控除を働く本人、すなわち女性自身に適用するというような見通しも立つのではなかろうかと考えています。

〔退職所得・年金への課税について〕

各論を簡単に2つ申し上げます。2点あります。1つは、途中でお触れになりました退職所得、年金への課税ですが、これは年金受給者のうちで他の所得があるというような経済的余裕のある納税者を念頭に置いて、年金課税の拡充が重要であります。ただ、ここで気を付けておかないといけないのは、企業年金の多くが公的年金として課税されているという現状です。したがって、年金課税の拡充は実は退職所得課税の適正化と直接にリンクします。ここが重要な論点であろうと思います。終身雇用を前提とした「老後の糧」への課税として作られている現行の退職所得税制は、明らかに社会から取り残されているものであり、年金と退職所得について、これを整合的な形で改正していくことが喫緊の課題であるというように考えます。

〔給与所得課税について〕

各論の2つ目も既にお触れになったところですが、給与所得について、給与所得か、それとも他の所得類型かということにより課税内容が

著しく異なるという点に、実は大きな問題を感じます。給与所得という金の稼ぎ方がなくなるということはないと思います。しかしそれは、コアな給与所得は残るが、周辺が溶けていくというようなイメージで今後捉えていくことが適切なのであると考えています。そうすると今の「給与所得」というのは「給与所得控除」「源泉徴収」「年末調整」などが一括りになったという意味で非常に硬いパッケージですが、周辺が溶けていくときに、それに対応する「緩い給与所得課税」というようなものを用意して、それを雑所得や事業所得の課税とつなげていくというような連続的な課税の在り方というのが、将来的な課題の1つであろうと考えています。

私からは以上です。

(岩崎) ありがとうございます。それでは続きまして、中村副会長から、ビジネスの観点から見た国税に関するご意見を頂きたいと思えます。

(中村) 租研の中村でございます。財務省の星野局長より、非常に詳細に税・財政の現状と課題について、わかりやすくご説明いただきましたありがとうございます。私からは、今、岩崎先生から言われましたように、企業側の立場からコメントと質問をさせていただきたいと思えます。

〔経済情勢、財政健全化をめぐる状況〕

まず、経済情勢、財政健全化をめぐる状況でございますが、日本経済は緩やかながらも成長過程にあり、GDPの600兆円経済に向けてデフレ脱却、経済再生への取り組みを加速させるチャンスを迎えていると考えています。このチャンスを実に捉えて潜在成長率の底上げを図るべく、未来投資戦略2017で掲げられたSociety 5.0の実現に向けた施策を実行して、設



備投資や研究開発投資などをさらに活性化させることが重要であろうと考えています。

一方で、社会経済基盤の状況ではありますが、企業業績の改善や雇用・所得環境の改善に伴って税収の増加が見られるものの、少子化による生産年齢人口の減少や高齢化、社会資本の老朽化などによって、労働生産性の低迷、将来不安からの消費低迷、中間層の活力低下といった課題も顕在化しています。ご説明にありましたように、潜在成長力を向上させる働き方改革といった構造改革を徹底し、日本の立地環境の改善と企業の国際競争力を強化し、その結果としての生産性向上の成果を働く人々に分配することで、賃金の上昇、それから需要の拡大といった成長と分配の好循環を強化することも重要であると思います。

また、将来世代に大きな負担を残す公債残高の累増を抑制し、社会保障制度と財政の持続可能性を確保するという観点から、消費税は予定どおり10%へ引き上げることが必要と考えています。これは日本国憲法が規定する基本的人権を享受するには、同時に定められている国民の3大義務の1つであります納税の実践も不可欠と考えるからです。また、幼児教育や子育て支援などの喫緊の課題に対する安定的な財源は、社会全体で支える観点から、情報やIT活用などによる社会保障など、財政の効率化も重要と考えています。

経済界といたしましても、民主導のイノベーションを通じて、経済の好循環に引き続き貢献していきたいと考えています。GDP600兆円経済に成長させるための税財政改革の議論には、企業の投資促進や生産性向上、働き方改革による人材育成や労働生産性向上が不可欠でありますので、政府がこれを税制改革で支援することは非常に重要だと考えています。

〔税制改正・税制の構造改革について〕

そこで、税制改正、税制の構造改革についてお伺いしたいと思います。企業は、厳しい国際競争の中でイノベーションを通じて収益を増加させることにより、事業を成長させ、これに必要な雇用の維持・創出、労働生産性の向上に伴う賃金の増加を行い、それに伴う消費拡大によって経済の好循環を実現するという役割が求められていると思います。法人税制は、こうした企業活動を促進し、労働生産性を高めるようなめりはりが必要であると考えます。

具体的には、新規事業、イノベーション創出、事業再編の円滑化を後押しし、労働移動を促し、労働生産性を向上させる制度が必要であります。そのため、研究開発税制については総額型の堅持、サービス開発やオープンイノベーション型の使い勝手改善を含め、引き続き制度全体を維持拡充することが不可欠と考えています。また、低い労働生産性を改善するために必須でありますIT投資、設備投資、人材投資、そして事業再編、これらを後押しし加速させる税制やデータの高度活用とセキュリティ確保を促す税制措置が必要と考えています。こうした施策について、足元、また今後の中長期的な方針をお伺いしたいと思います。

また、2点目ではありますが、国際的イコールフットINGの観点から、諸外国の動向を見つつ、法人実効税率引下げは必要と思います。現在の法人実効税率引下げに当たりましては、法人課税の中での税収中立の下実施され、法人の実質負担は変わっていないように思われますの

で、単なる法人課税の中で議論するのではなく、複数年度税制中立の議論や国全体及び地方税も含めた中であるべき税体系を検討する必要があると考えていると思います。

これらの点につきまして、今後の方針をお伺いしたいと思います。

〔行政手続の簡素化・効率化〕

最後に、行政手続の簡素化・効率化についてであります。現在検討されている電子申告につきましては、行政コスト削減により財政健全化に資するものであり、ぜひ進めていただきたいと考えていますが、電子申告の義務化につきましては行政側のメリットのみならず、納税者の利便性向上に資するものとして、企業の生産性向上及び納税コスト削減につながるようお願いしたいと思います。また、企業のコンプライアンスコストは増加傾向にあり、今後の税制改革は一増一減といったスクラップ・アンド・ビルドの視点や企業の生産性向上の視点を踏まえ実施していただきたいと思います。さらには、省庁の壁を超えて改革をやり遂げる必要があると考えられますので、これらの点についてご意見をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

〔岩崎〕 ありがとうございます。多様なご意見と問題提起がございました。

星野主税局長におかれましては、お答えできる範囲で結構ですので、お考えを伺わせていただければと思います。

〔星野〕 佐藤先生、ご専門の立場から所得税の関係につきまして、深い洞察に裏打ちされたご指摘ありがとうございます。また、中村様におかれましては、企業の立場から法人課税も含めましてご指摘いただきまして、ありがとうございます。順次お答えさせていただきます。

〔個人にかかわる税制の全体像について〕

まず、個人にかかわる税制の全体像でございます。少子高齢化の進展ですとか、人口の減少を踏まえますと、税制全体の在り方として勤労世代に負担が偏らずに資本蓄積を極力阻害しないものとする必要があると考えています。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえた場合に、国境を越える移動の足の速い所得に対する課税には一定の限界・困難があると考えています。こういった中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していくためには、ライフサイクルを通じた生涯所得に着目して、その処分である消費及び遺産に負担を求めることを基軸として、消費税及びその補完税としての遺産課税により重点を置いていくということでもあります。さらに、累進構造を持つ所得税によって所得再分配機能を発揮させるといった税体系を構築していくことが重要であると、当方としても考えていまして、佐藤先生のご意見ご指摘はごもっともだと考えているところでございます。

〔所得税の累進度について〕

所得税の累進度でございますが、これも昭和62年、63年の抜本税制改革において負担軽減を実施しました。さらに、平成6年の税制改革において、今度は中高所得のサラリーマンを中心に、所得水準の上昇に伴う負担累増感を緩和するというところで、税率構造の大幅な緩和を行いまして、その結果としてご指摘のありましたとおり、所得税の累進構造を人数分布から見ますと5%ブラケットに6割程度、10%ブラケットまで入れますと8割程度という状況になっていまして、諸外国と比較しても累進構造はなだらかな姿となっており、そういったことについての現状問題意識は持っているところでございます。

所得再分配機能の回復につきましても、近年、例えば所得税の最高税率の引上げですとか、給与所得控除の見直しですとか、金融所得課税の

見直しといったような取り組みを行ってきているところでございまして、所得再分配機能の在り方については、引き続きよく考えていく必要があると思っています。

一方、高齢化の進展ですとか社会保障関連施策の充実に伴いまして、中低所得者を含めて、社会保険料負担が順次引き上げられてきたところでございます。平成16年から段階的に引き上げられてきた厚生年金の保険料率は、本年9月に引き上げが終了することになりますが、こういったことも含めて、あるべき税負担構造についても引き続き検討してまいりたいと考えています。

〔人的控除のあり方について〕

次に、人的控除のあり方でございます。これは、ご指摘がありましたとおり、29年度改正で配偶者控除等の見直しを行いまして、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるとともに、配偶者控除が適用される納税者本人に所得制限を設けたという意味では、所得再分配機能の回復にも資するものですし、ある意味この人的控除の制度の中では画期的な改正を行ったというふうに考えています。

人的控除の控除方式について、今後さらに議論していく必要があると考えていますが、税率構造と合わせてどのように所得再分配機能を発揮させるべきかという点と、担税力の調整という機能をどのような方式、例えば所得控除方式を維持しつつ消失控除にするのか、或いはゼロ税率とか税額控除方式で行うのかといったようなことも含めまして、検討していく必要があると考えています。

なお、ご指摘ご提案のありました勤労配偶者控除につきましては、これは確か政府税調でも一度先生からご説明を頂戴しているところでございます。このご提案については、所得の大きさを測る単位を、例えば夫婦と見るか個人と見るかというその単位をどのように考えるかという話と、あとは家事労働から得られる帰属所得

をどう考えるかといった所得税のある意味根本的・根源的な論点を含むものでございまして、更なる議論をしていく必要があると考えています。ただ、ご提案については、非常に示唆に富むものだと考えています。

〔退職所得・年金への課税について〕

次に、退職所得・年金への課税についてですが、これもご指摘のとおりだと考えています。年金制度を含めて老後の生活など各種のリスクに備えるための諸制度の在り方については、世代間と世代内の公平性の確保ですとか、働き方の違いなどによって有利・不利が生じない公平な制度の構築などの観点も含めて、拠出・運用・給付を通じて課税の在り方を総合的に検討する必要があると考えています。退職一時金も年金も、共に老後の所得保障という機能を有する仕組みであることを踏まえて、バランスの取れた課税の仕組みとしていくことが必要であることは、まさにご指摘のとおりであります。一体で制度設計を考えていく必要があろうかと考えています。

今後所得税改革の中で年金課税の在り方、また退職所得課税の在り方、どちらも検討していくことになろうと思っておりますので、またその際には佐藤先生にもいろいろご知見をお伺いできればと思っています。

〔給与所得控除について〕

最後に、給与所得控除でございます。今日説明させていただいたとおり、シェアリングエコノミーとかクラウドソーシングなど、最近の進展に伴ってサラリーマンが副業・兼業を行う、またサラリーマンの雇用契約ではなくて請負契約に基づく働き方が増えていくといったような働き方の多様化がこれからますます進んでいくと思っております。これまでの所得税というのは、サラリーマンとして働いて給与のみから収入を得る方を主たる念頭に置いて制度設計をしてきたと考えていますが、結果として働き方の違いに

よって制度上、税制上の取り扱いが大きく異なる仕組みとなっていることは確かでございます。こういった構造変化に対応して多様な働き方がある意味応援する観点からどのように所得税を再構築していくか、非常に大きなテーマであると考えていまして、今後さらに検討を深めてまいりたいと考えています。

〔今後の経済財政運営について〕

中村様からのご指摘でございます。まず、今後の経済財政運営につきましては、冒頭に述べさせていただきましたが、本年6月に閣議決定いたしましたいわゆる骨太の方針2017におきましても、働き方改革を含めた人材への投資による生産性向上を取り組みの中心に据えていくということで、従来に引き続き600兆円経済の実現と2020年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指していくということが盛り込まれています。こういった点を踏まえまして、引き続き経済再生なくして財政健全化なしという基本方針の下で、メリハリの付いた税制改正としていきたいと考えているところでございます。

〔法人税について〕

法人税に関しましては、冒頭に少し申し上げましたが、企業の内部留保が増加しているというようなことはございますが、これについてもよく議論していきたいと考えています。29年度の法人税改正におきましても設備投資減税や所得拡大促進税制などにつきまして、メリハリの付けた見直しを行っていきまして、これまでの法人税改革の流れに沿って、それと軌を一にするものとして企業の攻めの投資ですとか、賃上げの促進など、経済の好循環を促す環境を整備してきたところでございます。財政状況が厳しい中であって、IT投資等に関する税制改正については、恐らく30年度の改正におきましても関係省庁、例えば経産省からもいろいろと要望が提出されていますし、今後議論していきたいと思っております。これまでの取り組みを踏まえた上で、

政策効果を見極めつつ、見直す必要があれば十分そこは検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、法人の実効税率の関係について申し上げますと、法人税改革によって実効税率20%台が実現されて、相対的に稼ぐ力の強い企業が現時点で収益力が上がっていき、企業の収益も伸びているところでございます。そういった企業に対する税負担は明らかに減少してきていますし、そういった負担の軽減を受けて設備投資ですとか、賃上げを連続して行っていけるような企業体質、企業行動になっていただくことを期待しているところでございます。

そういった法人税率を今後どうしていくかということ、もちろん各国の動向をよく見ていく必要があると思いますが、例えば法人税率が低いアジア諸国などと比べて、もちろんそれらの国との競争環境もあるので、更なる引下げといったような議論もございますが、例えば社会保障制度1つ取って見ても、そういったアジア諸国の国々とは、制度の整備状況も違ってきますし、また企業に求められる責任や制度などの成り立ちにも違いがございますので、そういった違いも勘案しながら実効税率の高低の議論を行っていく必要があるのではないかと考えています。

〔電子申告・ICT化について〕

次に、電子申告・ICT化の話でございますが、経済社会のICT化が進んで企業の経営管理等におけるシステムの活用が一般的になる中で、官民を含めた多様な当事者がICTで作成したデータを、データのまま円滑にやりとりすることができる環境を整備していくことが企業の生産性向上、また官民合わせたコスト、社会全体のコストの削減の観点から重要だと考えています。こうした考え方の下で税務分野におきましては、電子申告の更なる普及に向けた方策を検討していきたいと考えています。

その際には、単純に大企業への電子申告義務

化を行うのではなく、ご指摘にありましたとおり、企業における財務会計処理の実情も踏まえて、例えば提出を求める情報の範囲やそのデータの形式などについて、制度・運用両面から検討を加えて、全体として納税者の利便性向上に資する見直しとなるように、十分取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、税を巡るさまざまなコストについてのご指摘がございました。これまでも税制改正に当たっては、企業を含めた納税者の手続上のコストにも常に留意しながら見直しを行ってきいているところでございます。今後とも制度の見直しや税務手続の電子化を通じて、企業の生産性向上、官民を通じたコストの削減にできるだけ資するように取り組んでまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。

(岩崎) 大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。それでは、国税に関する議論はいったんここで切り上げさせていただきます。続きまして、「地方財政・地方税制の現状と課題」につきまして、内藤自治税務局長からまずご説明をお願いいたします。

Ⅲ. 地方財政・地方税制の現状と課題

(内藤) 総務省の自治税務局の内藤でございます。租研の皆様方には、地方行財政及び地方税務行政に多大なご協力ご支援を賜っていますことに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。それでは、お手元でございます資料「地方財政・地方税制の現状と課題」と書いてございます資料でご説明いたします。

総論：地方財政・地方税制の現状と課題

国と地方のウエートでございますが、最終支



出ベースで見た場合には、真ん中の合計の欄、国が42、地方が58ということになっていまして、地方がかなり大きなウエートを占めている状況でございます。

資料③でございますが、その歳出の仕方でございます。一番右の年金・防衛等は国が直接歳出をしておりますが、例えば社会資本整備、社会保障、教育といったものは、国が基準を決めて一定の負担をした上で、それに地方負担分を足しまして執行されています。それから、戸籍・保健所、警察・消防等につきましては、国が法令等で実施を義務付けて基準等を設定していますが、地方が全額負担をして支出しています。そして一番左が文化・スポーツ等で、これは地方団体のある意味裁量で行っている行政です。これらをトータルして地方財源というのが必要になってくるわけでありまして。これを地方税、或いは地方交付税といったもので支えているところであります。

資料④です。29年度の地方財政の収支は、歳出を地方団体マクロで見積りまして、その時点で見積もれる歳入を見積りますと、歳出が歳入を上回る財源不足が7兆円出てまいりました。これを臨時財政対策債という赤字地方債の元利償還を、再度地方債を発行するといったことと、地方交付税の加算などでやりくりをして何とか縮めましたが、それでも最後に1.3兆円の財源不足が残りました。これを国と地方で折

半して、半分を交付税で、半分を赤字地方債である臨時財政対策債で埋めて何とか収支を償ったというところがございます。

資料⑤が、その財源不足の推移でございます。次のページに出てまいります、リーマンショック後税収が落ち込みましたときには財源不足が非常に膨らみましたが、その後、地方税収の回復に伴って財源不足は減ってきていますもの、先ほど申し上げましたとおり7兆円の財源不足がまだ現にある状態でございます。

それから、ストックベースの借入金残高で見えますと、大体200兆円ぐらいで横ばいに推移しています。住民に密着した行政サービスを提供しています地方団体がこれだけ巨額の借入金残高を抱えている国は、国際的に見ても非常に少なく、そういう意味では、財政状況は非常に厳しいという認識を持っています。

その中で、地方団体も行革に取り組んでまいりました。地方公務員の数を1つの例で見えますと、**資料⑥**の右側でございますが、この20年ちょっとの間で地方公務員の総職員は328万人から273万人にかなり縮小しているところがございます。

それを、**資料⑦**でございますが、歳出全体で見えた場合でございます。平成12年度、13年度ごろが実は歳出のピークでございまして、大体89兆円前後のマクロでの歳出ということになっておりました。その後、行革等をかなり進めた結果、現在は、一番右側の86.6兆円となっています。その中身を見えますと、1つは、投資的経費を非常に圧縮しています。一番のピークは30兆円前後ございましたのが、今11兆円というような形になっています。一方で、公共施設の老朽化の問題などがかなり指摘されてきているような実態にございます。もう1つは、先ほどの地方公務員数の減少に応じまして、給与関係経費が減少してきているというものでございます。

こうやって減らしてきているものの、一方で社会保障関係費等の一般行政経費は年々増えて

まいりますので、これで結局のところは現在微増というような状態になっているところがございます。

続きまして、税の方に入らせていただきます。**資料⑧**でございます。国税、地方税の税収内訳の図でございます。2段目が地方税でございます。個人住民税、地方法人二税、地方消費税、固定資産税が非常に大きな税目となっておりまして、その他で右にございますような税がございます。併せまして、39.1兆円ほどでございますが、一方で国税の中の61.4兆円の中の一番右側の2番目に、地方法人特別税というのがございます。これは、地方税の偏在是正を行いますために、法人事業税の一部を国税化したしまして、地方法人特別譲与税として配分するという、いわば実質的には地方税という部分でございます。この2兆円を加えますと、大体41兆円ということになってまいります。

税収の推移でございます。リーマンショック前、平成19年度、20年度あたりが1つのピークでございまして、39兆円前後ということでございましたが、その後いったん落ち込みまして、またしばらく回復してまいりまして、足元で見えますと平成29年度は、地方税収としては先ほど申し上げましたように39.1兆円でございますが、平成20年度に導入された地方法人特別税が、実際の税収が上がりますのは平成21年度でございますが、これを加えますと41.1兆円ということで、リーマンショック前を上回る税収になっているということでございます。

資料⑩は、主要税目の税収の推移でございます。固定資産税や地方消費税のように安定的な税収のものもあれば、個人住民税や地方法人二税のように景気に敏感な税目もございます。

それから、**資料⑪**でございます。人口1人当たりの税収額の指数、地方税の偏在を見るものでございます。地方税全体としては最大最小、東京都と沖縄を比べますと大体2.5倍でございまして、個人住民税と固定資産税がほぼ同じぐらいの偏在ということになっています。一方で、

地方法人二税は東京都と奈良ということで、6.2倍ということはかなり偏在は大きいものでございます。

一方で、地方消費税は後ほど清算の仕組みということを申し上げますが、この清算後で見ますと1.6倍ということで、かなり偏在の少ない税ということになってまいります。

資料⑫でございますが、消費税或いは地方消費税の引上げ後の姿ということで書かせていただいています、これは主税局長さんから話があったので、ご覧いただきたいと思っております。

資料⑬でございますが、いずれにしても地方団体も地方消費税が社会保障の財源として非常に重要な役割を果たしていますし、資料⑫でございますように、地方交付税分を合せますと10%時には3.72%の地方分のウエートを持っていますので、非常に貴重な財源という認識を持っています、資料⑬でございますように、地方六団体から10%の引上げを確実にを行うためにもうんぬんというような意見が出ているところでございます。

各論：個別税目の現状と課題

1. 地方法人課税

続きまして、資料⑭でございます。個別税目につきましての課題なり現状について、ご説明を申し上げます。

資料⑮～⑯をお開きいただきまして、地方法人二税でございます。法人事業税、法人住民税ということでございますが、そこに税収の推移とともに、どのような改正が行われてきたかということを記したものでございます。最近で申しますと、外形標準課税の拡大など、課税ベースの拡大等に合せまして、法人税率及び法人事業税所得割の税率の引下げが行われたこと、それから地方法人税の創設です。この2つが大きな改正でございます。

資料⑰は、その法人実効税率の引下げという

ことで、先ほども主税局の資料にあったものでございます。

このときに、この法人事業税の所得割の税率の引下げと同時に外形標準課税を拡大してまして、今現在、足元では全体の8分の5まで外形標準課税が導入されているところでございます。

今後の課題ということでは、資料⑱でございますが、地方法人課税については大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討するとされています。併せて、適用対象法人のあり方についても引き続き慎重に検討を行うとされています。中小法人課税につきましては、実態を丁寧に検証しつつ、一律に同一の制度を適用することの妥当性について検討を行うこととされているところでございます。

続きまして、資料⑳でございます。地方法人課税のもう1つの改革の内容でございます。地方法人課税の偏在是正でございます。平成20年度税制改正におきまして、このころ非常に地方税収が回復したものですから、地域間で財政力格差が大きく拡大いたしました。それを踏まえまして、税制の抜本的な改革において、偏在性の小さい地方税体系の構築が行なわれるまでの間の暫定的な偏在是正措置として、地方法人特別税・譲与税を創設しています。これが先ほど申し上げていましたものでございますが、法人事業税の一部を国税に持ってきて、それを譲与税として配分するという仕組みでございます。

これを消費税率の5%から10%への引上げに伴いまして、抜本的な税制改革が行われるということで、地方税財源も充実いたしますが、一方でさらに財政力格差が拡大するという懸念もございますので、この暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度を段階的に縮小・廃止いたしまして、地方法人課税について本格的な偏在是正措置を講ずることとしています。

消費税率10%への引上げ時の点線のところが最終形でございますが、法人住民税の法人税割

の一部を国税化して、これを交付税原資にするということで、地方の財源という位置付けは変わりませんが、いわゆる税収が非常に豊かな不交付団体の財源にはしないという改正を行い、偏在是正をより強化する形で改正する予定になっています。

一方で、暫定措置であった地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税へ復元するというセットの改正でございます。

これを分解して申しますと、資料⑳が地方法人特別税、地方法人特別譲与税の推移でございまして、20年度改正で入れて、26年度改正で一部縮小し、28年度改正で復元するというところでございます。もちろん改正時期は消費税率の引上げと同時でございまして、これは延期されている状況でございます。

それと併せまして法人住民税の法人税割につきまして、26年度の改正で国税化し、28年度改正でさらに国税化します。これも消費税率の引上げの延期に伴いまして伸びていますが、最終形はこういうところでございます。

従って、法人住民税の法人税割は、改正前の一番左側のときには、都道府県分は5%、市町村分は12.3%ということで、合せて17.3%の税率がございましたが、この2段階の税率引下げ後の姿で見えますと、真ん中より少し下でございまして、都道府県分が1.0%、市町村分が6.0%、合せて7.0%になっていまして、全体で見えますと17.3%から7.0%ということで、かなり縮小しているというのが今の内容でございまして。

資料㉑がそれを、複雑な内容でございまして、1枚にするのにはちょっと無理があるのですが、あえて1枚にしてみたらということで作ったものでございまして、参考にしていただければと思います。

2. 固定資産税

続きまして、固定資産税でございまして。ご案内のとおり、市町村の基幹税目でございまして、

土地、家屋及び償却資産の価格に応じて課税させていただいているわけでありまして、税収ベースで、一番下でございまして、8兆6,600億円余りでございます。

ご案内のとおり、土地と家屋は3年に一度評価替えを行ってございまして、特に平成6年度以降、宅地については地価公示価格等の7割を目途として評価を行っているところでございます。この評価替えに伴う価格の変動に伴って、税負担の激変を緩和するための負担調整措置というのでも3年に1回講じてきてございまして、平成30年度税制改正でこの負担調整措置のあり方なども検討する必要が出てまいります。

資料㉒が、今の負担調整措置の内容でございまして。左側が商業地等の宅地の負担調整措置でございまして、評価額を100といたしますと、負担水準と呼んでいますが、どの程度評価額に対して負担していただいているかということで見ると、70%を超える場合には70%まで下げる、そして60%より下の場合には60%に向けて段階的に引き上げる、そして60~70%のゾーンで均衡化していくというような仕組みになっているところでございます。

3年前の税制改正のときに、負担調整措置が議論になりました。資料㉓でございまして、この時点におきまして商業地等の負担水準はどうなっているかというのをマクロで見ると、この据置ゾーン60~70%の間に99.5%が入っているという状態でございましたのと、それから据置特例のゾーンがありますものですから、例えばその右側に具体例として挙げていますが、同じ市の中で例えば同じ面積で評価額が左側は6,935万円なのだけれども、負担水準が70%なので税額は68万円です。一方で、右側が評価額は7,600万円と左よりも高いのですが、負担水準が60%なので税額が64万円となっていて、逆転している現象が生じています。こういうような課題があるということで、地方団体からは据置措置を廃止して負担水準を70%に統一すべきだというような要望が行われたところでござい

います。

一方で、不動産業界を中心といたしまして、その当時の状況では据置特例の廃止は取るべきでないという強い反対の声もございまして、前回の評価替えのときには現行制度を継続することといたしまして、次期評価替えまでの間において検討を進めるとされているところでございます。

資料④が、そのときの党税調の大綱でございまして。その下線部分に書いていますのが、その当時の認識ということになってくるかと思いません。

資料⑤が、平成30年度、これからの評価替えに向けまして既に幾つかの団体からご意見を頂いているところでございまして、地方団体側からは先ほど申し上げました特に負担の公平という観点からのご意見が出てきています。一方で、国交省等からは延長のご要請が出てきているところでございます。大きくこれから議論されていくことになるかと思えます。

償却資産につきましては、固定資産税収が約1.6兆円ございまして、市町村にとって重要な基幹税ということになってまいりますが、ここ数年償却資産課税を巡りさまざまな議論がされてまいりました。平成28年度の税制改正では、中小企業者等が新規取得する一定の機械装置に限定して特例措置を創設し、償却資産の固定資産税の制度は堅持するという明記はされていますが、こういう特例が講じられました。29年度はさらに拡充のご要請があり、一定程度の追加がなされたところでございます。

そういうことで、償却資産課税についてさまざまなご意見を頂いていますので、市長会・町村会からも非常に強いご意見を今頂いているところでございます。

3. 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

続きまして、資料⑥以降、森林吸収源対策ということでございます。資料⑦でございまして、

平成17年2月に京都議定書が発効し、平成24年10月には国税といたしまして地球温暖化対策のための税が創設されました。石油石炭税の上乗せということでございますが、この財源でCO₂の排出抑制対策を行うということとされています。

一方で、森林吸収源の方の財源は確保されていないということから、与党でもさまざまな議論がされてまいりました。平成29年度、昨年度の大綱におきまして、右下にございますが、森林環境税（仮称）の創設に向けて具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るというふうに書かれたところでございます。

この内容が資料⑧に書いてございます。下の4行でございまして、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるというのが1つです。それから、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とするというふうに書かれています。従って、ある意味個人住民税の均等割と同様の仕組みというようなイメージで書かれているところでございます。

今、資料⑨でございまして。私どもの方で検討会を設置いたしまして検討してまいりまして、10月上旬頃に中間整理、そして11月中旬頃には取りまとめということで、その仕組み等について検討会で意見を頂くこととしているところでございます。

資料⑩は、地方団体からのさまざまなご意見を頂いていますが、基本的には導入に向けてのご意見を頂いているところでございます。

4. 地方消費税の清算制度

続きまして、資料⑪でございまして。地方消費税でございます。ここでご説明申し上げたいのは、地方消費税の清算制度でございます。ご案内のとおり、地方消費税は国の消費税と一緒に税務署で徴収していただいておりますが、多段階で納税をしていただいております。一方で、地方

消費税自体は最終的に消費者が負担するという考え方でございますので、税収の納めていただくところと消費地がずれるということになってまいります。

特に本店所在地の税務署に一括して申告納付するというところでございますので、左側でございますように、東京都に極めて集中して納付されます。これを、真ん中よりちょっと右側でございますが、清算基準というのを作りまして、小売年間販売額ですとかサービス業対個人事業収入額ですとか人口或いは従業者数といった基準でこれを再度計算いたしまして再配分する仕組みを採っています。その結果といたしまして、右側にありますような地方消費税清算後の姿ということになってまいります。

地方消費税ができてからもう20年余りたつわけでございますが、その間先ほどの清算基準というのを抜本的に見直してまいりませんでした。その間の社会経済構造の変化というものがございますので、与党の大綱でも、より適切に帰属させるため、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得るといふような宿題となつてまいりまして、これも私どものところで検討会を設けまして、現在検討しているところでございまして、11月をめどに取りまとめをする予定でございます。

全国知事会からも同様の提言を頂いていますので、何とか来年度に向けて成案を得たいと考えているところでございます。

5. ふるさと納税・企業版ふるさと納税

それから、ふるさと納税ということでかなり話題になることが多いわけでございますが、詳しい中身は別といたしまして、資料④の仕組みでございますように、左が適用下限額2,000円、これが自己負担ということになるわけでございます。それを超えた部分は、限度額はございますが、住民税なり、或いは所得税から控除される仕組みであります。右下にございますように、

ワンストップ特例というものをいれてより手続を簡略化したこともございまして、かなりふるさと納税は伸びています。

資料④が、ふるさと納税の受入額ということでございまして、平成28年度には2,844億円まで増加し、ここ2、3年で非常に増えてきているということが見て取れるかと思えます。

一方で、よくご指摘を受けましたのは、返礼品目当てで行われているのではないかと、或いはカタログショッピングみたいになっているのではないかと、或いはそのようなご指摘を頂いて、ふるさと納税の仕組み、本来の趣旨を逸脱しているのではないかと、或いはそのようなご指摘も頂いたところでございます。

こういうこともございまして、通知を发出させていただきますしまして、ふるさと納税制度を健全に発展させていくために、責任と良識のある対応をお願いしますということで出させていただきました。特に返礼品のところにつきましては、一番下にございますように、金銭類似性の高い商品券等のものとか資産性の高いものとか価格が高額なものとかは送付しないでいただきたいということ、或いは②にございますが、返礼割合は3割以下に抑えてくださいというような通知を发出させていただきますまして、大方の地方団体は大体これを目安にしてその返礼品の見直しを行ってきているところでございます。

それとともに企業版ふるさと納税というのがございまして、これは私どもというよりも内閣府が所管している税制でございますが、企業の方々に地方創生を応援していただく税制として講じられているものでございますが、実はこれは非常に利用が低調でございます。従いまして、こういう税制もあるということ、1枚付け加えさせていただいたということでございます。

6. 地方税の電子化

続きまして、地方税の電子化でございます。これはかなりさまざまご指摘を頂いている分野でございます。資料⑤左側にございます電子申

告でございます。電子申告につきましては、全ての地方団体に対して申告が可能ということになっていまして、例えば法人道府県民税で見ますと、電子申告利用率が60.9%ということはかなり伸びてきています。それらの税目が伸びてきていますが、この更なる普及を目指す必要があるということで、使い勝手をさらによくするというのを一生懸命やっていきたいと考えているところでございます。

一方で、電子納税でございますが、個人の皆様方は口座振替とかコンビニ収納とかクレジットカード納付、特に前二者は相当普及してきていまして、そこにございますような件数までなっているところでございます。一方で、法人向けの電子納税に対応しているのは22団体しかありませんで、非常に電子納税利用率が低調でございます。法人道府県民税で見ますと1%程度という状態でございますが、民間電子決済サービスが15年たつわけでございますが、全く普及が進んでいないということで、これは大きな問題だと私どもは認識しています。

この地方税のシステムでございますが、今資料⑤にございますようなeLTAXという仕組みを設けていまして、申告ですとか或いは国税連携の関係はこのeLTAXというシステムを通じましてやっていますので、ある意味統一化が図られているわけでございます。一方で、先ほどの電子納税ということに関して言うと、個々の地方団体が対応していまして、eLTAXでは今やっていないという状況でございます。

資料⑥は、さまざまところからご指摘いただき、規制改革推進会議からも行政コストの話も指摘を受けています。経団連や経済同友会からは、電子納税に関してご指摘を頂戴しているところでございます。

こういうこともございまして、資料⑦でございますが、従来は左側にございますように、それぞれの市町村或いは道府県が、それぞれのシステムで電子納税システムに対応するというところでやってまいりましたので、導入が非常に

進みませんでしたし、あるところ、例えばE市が導入していてもC市とD市が導入していませんと、企業にとっては電子納税するメリットがないということで全然進まないという悪循環に陥っています。従って、私どもとしては、右側にございますようなeLTAXを使って一気に共通の電子納税システムを入れたいというふうに思っています。これを入れますと、企業の方は一括してここに収めていただいて、振り分けはこの電子納税システムが行うということで、かなり省力化されるのではないかと考えています。これを、私どもとすれば平成31年10月の運用開始を目標にして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さらに、個人住民税におけます給与所得に係る特別徴収税額通知につきまして、これも企業の皆様方にご協力を賜っているわけでございますが、この電子送付をやはり進めてまいりたいということで、さまざまな課題がございますが、できればこの電子送付に順次移してまいりたいと考えているところでございます。その他にも地方税の様式が各地方団体でばらばらではないとかいろいろな指摘を頂いています。私どもとしては、納税者の皆様方の利便性向上のために、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からのご説明は以上でございます。

(岩崎) 詳細なご説明、ありがとうございます。それでは、ここで佐藤教授の方から、地方税財政に関する問題点について、ご意見をお願いいたします。

Ⅳ. 地方財政・地方税制の現状と課題への意見

(佐藤) ありがとうございます。内藤局長、非常に多岐にわたる地方税の現状と課題をご解

説くございまして、ありがとうございました。非常に勉強になりました。ばらばらな論点ですが、3点、コメントを申し上げたいと思います。

〔土地に対する固定資産税について〕

第1点が、土地に対する固定資産税です。土地に対する固定資産税については、今日特にはお触れになりませんでした。宅地については全国的に負担水準の均衡が達成されたというように考えています。そのことを前提としますと、次の2点が差し当たりの問題であろうと思います。第一に、小規模宅地については課税標準が評価額の約16.7%、6分の1のあたりに取れんしつつあるというように私は考えています。従って、今後は小規模宅地についてどのような負担を求めていくのかという観点から、特例の見直しがなされるべきではないかという点です。

第二に、宅地の負担水準の均衡が達成されたのに対しまして、商業地と農地についてはまだ同じ水準の達成というわけではなからうと思います。商業地については資料②でお触れになりましたが、農地についてもまだかなりの幅があるというように考えています。宅地についてのあるべき負担論を議論する前提としても、商業地、農地についての負担水準の均衡化は加速させるべきであろうと考えますが、いかがでございでしょうか。

〔償却資産に対する固定資産税について〕

大きな第2点です。償却資産に対する固定資産税について種々ご議論があることは存じていますが、その税収の大きさも考慮すると、実体面の見直しについてはやはり慎重であるべきだと思います。他方で、最後の方でお触れになりましたが、手続、特に申告時期、申告内容或いはその電子化というようなことについては、納税環境整備という観点から一定の見直しを行って、より使い勝手のいい制度とする余地は大きいように思っています。平成31年10月からの電子納税には、恐らく償却資産の分は乗らない

と思いますので、そういう点の見直しなども興味の持たれるところであります。

〔森林吸収源対策〕

第3の森林吸収源対策につきましては、森林整備が喫緊の政策課題であること、それから広く抽象的に全国民に受益が及ぶ施策であることを考えますと、その費用を広く分任することは適切であります。そこから、仕組みとして個人住民税均等割の考え方を活用するという点についても、基本的には適切であると考えています。ただ、今後財源調達が必要な事項が出てくるたびにこういう形の新税が出てくるのではないかと懸念が、一方で持たれるところであり、その意味では、ある種の歯止めが必要であろうと考えます。

本税につきましては、既に多くの地方公共団体で森林税財源として住民税均等割が用いられてきたという経緯を踏まえて、ある種経路依存という観点からも正当化するというような説明が必要であろうと考えています。簡単ですが、私からは以上です。

(岩崎) ありがとうございます。引き続きまして、中村副会長から地方税財政に関するご意見をお願いいたします。

(中村) 地方税制、それから財政の現状と課題につきまして、わかりやすくご説明いただきましてありがとうございました。私から、コメントと2点ほど質問させていただきたいと思います。

〔地方税体系の抜本改革〕

まず、地方税体系の抜本改革についてであります。地方自治体の財政責任を伴った地方分権を実現するということが必要で、そのためには地域行政サービスの受益者が広く負担する応益

原則の明確化が必要ではないかと考えます。また、現在の地方税は、法人住民税の均等割、法人税割、事業税の所得割、付加価値割、資本割、固定資産税、都市計画税、事業所税など、税目が非常に多く複雑な上に、法人住民税の法人税割と法人事業税の所得割、固定資産税と都市計画税と事業所税などの課税ベースが重複しています。さらに、法定外税や超過課税は地方自治体ごとの統一性を欠いています。これら地方税の複雑さは、行政コストの増加、民間の納税コストの増加につながるものでありまして、企業といたしましても行政手続の簡素化、効率化、労働生産性向上の観点からの見直しは不可欠と考えています。

見直しの考え方といたしましては、応益負担の原則から、法人住民税の法人税割、事業税の所得割のような応能負担の所得課税は整理統合し、国税へ移譲すべきと考えています。また、シャープ勧告で創設されました超円安時代に定着した償却資産に係る固定資産税は、国際的に見ましても極めて異例なものでありまして、グローバル化が進展した現在の世界で、企業の成長や労働生産性向上に必要な設備投資の促進を阻害し、国際競争力を損なうものであるため、撤廃すべきと考えています。固定資産税、事業所税の資産割、都市計画税につきましては、固定資産を課税標準とする税目であり、応益負担の観点によって整理統合すべきと考えています。また、応益負担、安定財源確保の観点から、これらの税目の見直しとともに、地方消費税を充実、強化すべきと思います。

これらの抜本的改革の検討は急務と考えますが、個々の税目ごとに検討すると、結局財源議論から事が進まないということが想定されます。実現のためには、政府主導の下、国税及び地方税全体での税体系の改革が必須ではないかと思っています。今後の方針について、お伺いしたいと思っています。

〔行政手続の簡素化・効率化〕

次に、行政手続の簡素化と効率化につきましては、地方税は対象自治体が都道府県及び市町村にまたがり多数であること、多数の税目があり複雑化していること、関連書類の様式に自治体によって異なるものがあることなどから、先ほどお話がございましたように、民間の納税コストは大きなものとなっております。企業にとって国税よりも改革が急がれる問題に感じています。現在推進されておられる電子申告の義務化は、関連書類の様式の統一等の標準化を含めて納税コストの低減を進める視点でぜひ進めていただきたいと思います。

また、多数の地方自治体にまたがって事業活動を行っている企業にとっては、納付事務の効率化は何としてでも実現していただきたい改革であります。国の強いリーダーシップの下、電子申告にとどまらず、一括納付制度の設立などによって、納税手続の簡素化・効率化・標準化を実現して、企業の労働生産性向上を後押ししていただきたいと思います。また、将来的にはこうした納税手続の標準化の実現によって、地方税における行政手続の一元化ですとかシェアード化を導入するなど、一層の行政手続の効率化を目指していただきたいと思っています。これらの点につきまして、今後の方針をお伺いしたいと思います。

また、各地方自治体の個別事情やさまざまな障害を乗り越えて実現する必要があるように思いますので、この点についてもお伺いしたいと思います。

以上でございます。

(岩崎) ありがとうございます。それでは、内藤自治税務局長からお考えを承りたいと思います。



〔内藤〕 佐藤先生，それから中村様から貴重なご提言ご指摘を頂きまして，ありがとうございます。

〔土地の固定資産税について〕

まず，佐藤先生からご提言がございました，土地の固定資産税でございます。小規模住宅用地の特例でございますが，昭和49年に住民の日常生活に最低限必要と認められる小規模の住宅用地ということで，その税負担を軽減するために導入されたものでございまして，地価公示の7割評価の導入に伴いまして税負担の急増に配慮して6分の1の特例となっております。

一方で，この現状に対しまして異なる用途間或いは他の資産との関係で税負担にバランスを欠いているのではないかなというようなご指摘があることも事実でございます。納税者の方がど

の程度のご負担ならばご理解いただけるかというような点も踏まえつつ，今後の固定資産税制度全体のあり方を検討する際に，併せて検討してまいりたいと考えています。

次に，負担水準均衡化の加速についてでございます。商業地・農地につきましては現状のご指摘のとおりでございます。固定資産税は，資産価値に応じて課税いたします財産税でございますので，負担の公平を実現するためにその均衡化を図るということは極めて重要なことと認識してまいりまして，ご指摘のとおりでございます。

平成30年度の評価替えに向けましては，先ほど申し上げましたとおり，市町村からは負担の公平の観点から見直すべきだというご意見を頂いていますが，一方で現行の措置を延長すべきというようなご意見もございます。今後評価替えによりましてどのような評価額の変動の状況

になるかというようなことも踏まえながら、検討を行ってまいりたいと考えています。いずれにしても、基本的な視点についてのご指摘、ありがとうございます。

〔償却資産に対する固定資産税〕

償却資産に対する固定資産税の申告時期等の見直しにつきましては、経済界、特に中小企業や日本税理士会連合会等から、償却資産の申告期限を法人税等の申告期限と一致させることで事業者の負担を減らしてほしいというご要望を頂いています。一方で、大企業の皆様方からは、もう既にご自分で独自のシステムを構築済みなので、申告期日見直しのメリットは少ないというようなこととか、或いは繁忙期である決算の時期に新たに償却資産の申告業務が上乘せになるというのは避けてほしいというような、現行制度を維持してほしいというような要望も頂いているところでございます。

また、制度見直しは課税実務に非常に大きな影響を与えますので、こういった経済界の皆様方のご意見ですとか地方公共団体のご意見、それらを十分に伺いまして、いずれにしても使い勝手が良い仕組みとする観点に立って今後検討を進めてまいりたいと考えています。

〔森林吸収源対策〕

森林環境税につきましては、森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組みとして、創設に向けた検討が進められています。一方で、個人住民税均等割は、地域住民に対しまして所得の多寡に拘らず定額を課税するというところでございますので、その枠組みの活用に当たっては納税者の理解が得られるかどうか、慎重に検討する必要があると考えています。

この森林環境税の仕組みとして個人住民税均等割の枠組みの活用が議論されていますのは、先生がご指摘のとおり、多くの道府県における森林環境の保全等を目的といたしました超過課

税が既に実施されているということもございまして、これらを念頭に均等割の枠組みということが提起されていると承知してまいりまして、一般的にこの枠組みが活用可能かという点、なかなか難しい面もあるというのがこの個人住民税の均等割であると思っております。

〔地方税体系の抜本改革〕

それから、中村様からご提言いただきました地方税体系の抜本改革でございまして、地方税にはさまざまな税目が確かにございます。ございまして、例えば固定資産税は市町村の基幹税目でございますし、都市計画税は都市計画事業等のため、事業所税は都市環境の整備のためとそれぞれに課税の目的或いは性格といったものがございまして、また、償却資産の固定資産税につきましては、償却資産が土地や建物と一緒に企業の事業活動に用いられるものでございまして、事業活動に当たっては市町村からの行政サービスを受けるということから、戦後のシャープ勧告以来市町村の重要な基幹税目となっているところでございます。

これらの税の性格、或いは位置付け等を踏まえながら、一方で社会経済情勢の変化に対応して地方税体系の改革を行っていくことが重要と考えています。その改革の視点といたしましては、やはり税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系ということが重要であると考えています。またご指摘いただきました応益性ということも必要な視点だろうと思っております。

従来も個人住民税につきましては、累進課税から一律10%の比例税率化、或いは事業税への外形標準課税の導入、或いは地方消費税の税率の引上げ及びそれに伴いまして法人住民税の国税化、交付税原資化を進めてまいりました。法人住民税の国税化等につきましては、国税当局のご理解も得て、国税・地方税を通じた体系の見直しということになっているものでございまして、

今後とも、税源の偏在性が小さく、税収が安

定的な地方税体系の構築に向けて努力してまいりたいと思いますし、その際ご指摘のございました応益性ということも十分念頭に置いて改革を進めてまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

おわりに

(岩崎) 本日は、星野主税局長、内藤自治税務局長から、大変要領よく税制改革の状況についてご説明いただきました。どうもありがとうございます。両局長からのご説明にもございましたように、中期的な税制改革の方向性やその

内容につきましては、もう既に非常に綿密に練られ、かつその方向性が決まっているということがご理解いただけたと思います。あとは着実に実行し、実現することだと思われしますので、今後ともぜひ両局長におかれましては、この計画をお進めくださいますようお願い申し上げます。

また、本日、フロアの皆様方におきましては、雨の中、多数ご出席くださりまして熱心に耳を傾けてくださいましたことに感謝申し上げます。終了の時間が参りましたので、これもちまして本日の討論会は終わりとさせていただきますと思います。本日はありがとうございました。